# 既存住宅における高断熱窓導入促進事業

# 助成金申請の手引

Ver.1.7

(交付申請受付期間:平成29年8月28日から令和2年3月31日まで)

本手引は、実施要綱及び交付要綱に基づき、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。

申請者(共同申請者)及び手続代行者におかれましては、実施要網及び交付要網並びに本手引について十分ご理解いただいた上で、助成金の申請を行ってください。 本手引に記載のない内容については事前にお問い合わせください。

<お問い合わせ先・申請書類の提出先>

公益財団法人 東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)

 $\mp 163 - 0810$ 

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL:03-5990-5066(高断熱窓助成金担当)

受付時間:月曜日~金曜日(祝祭日及び年末年始を除く)9時00分~17時00分

ホームペーン : https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/koudannetu/index.html



# 東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社(現公益財団法人東京都環境公社)が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。



# 助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)が実施する助成金交付事業については、東京都(以下「都」という。)の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても、厳正な助成金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「既存住宅における高断熱窓導入促進事業」(以下「本事業」という。)に係る助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

- 1. 本事業の実施については、「既存住宅における高断熱窓導入促進事業実施要綱」 (以下「実施要綱」という。)「既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金 交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づいて行われます。
- 2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
- 3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
  - ※ 処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令 第 15 号)」に定める耐用年数をいう。
- 4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った 疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたとき は、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、 その名称及び不正の内容を公表します。
- 5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を 取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額 に加算金(年率 10.95%)を加えて返還していただきます。

# 《目次》

以及立で中間C((の首体/\	
1. 事業概要	1
1.1 目的	1
1.2 事業スキーム	1
1.3 申請手続きの流れ	2
	_
2. 助成内容	
2.1 助成対象者 (実施要綱第3、第4、交付要綱第3条参照)	
2.2 助成対象製品(実施要綱第3、第4参照)	
2.3 助成対象経費 (実施要綱第4、交付要綱第4条参照)	
2.4 助成対象事業の要件 (実施要綱第4条、交付要綱第5条参照)	
2.5 助成金の交付額 (実施要綱第4条、交付要綱第6条参照)	
2.6 交付の条件 (交付要綱第 11 条参照)	15
3. 申請の方法	17
3.1 申請の受付 (交付要綱第8条参照)	
3.1 中請の受刊 (文刊安綱弟8宋参照) 3.2 申請書類	
3.3 申請書類の提出	
3.4 手続代行者 (交付要綱第9条参照)	
3.5 交付決定(交付要綱第 10 条参照)	
3.6 申請の撤回(交付要綱第 12 条参照) 3.6 申請の撤回(交付要綱第 12 条参照)	
3.7 助成事業の承継(交付要綱第 13 条参照) 3.7 助成事業の承継(交付要綱第 13 条参照)	
3.7 助成事業の承継(文刊安綱第 13 朱参照) 3.8 助成事業の計画変更(交付要綱第 14 条参照)	
3.9 事情変更による決定の取消し等 (交付要綱第 15 条参照)	
3.10 事業者情報の変更 (交付要綱第 16 条参照)	
3.11 債権譲渡の禁止(交付要綱第 17 条参照)	
3.12 助成事業の廃止(交付要綱第 18 条参照)	
3.13 実績の報告(交付要綱第 19 条参照)	
3.14 助成金の確定(交付要綱第 20 条参照)	
3.15 助成金の確定 (文付要綱第 20 未参照) 3.15 助成金の交付 (交付要綱第 21 条参照)	
3.16 財産の管理(交付要綱第 22 条参照)	
3.10 M 産の自座(文刊安綱第 22 未参照) 3.17 処分の制限(交付要綱第 23 条参照)	
3.17 近月の前段(文刊安綱第 23 未参照) 3.18 交付決定の取消し(交付要綱第 24 条参照)	
3.10 文刊次定の取用し、文刊安綱第 24 未参照/	
3.20 違約加算金(交付要綱第 26 条参照)	
V-V 足型がサル \人口久門才 CV 不予派/	

3.2	21 延滞金(交付要綱第 27 条参照)	25
3.2	22 他の助成金等の一時停止等(交付要綱第 28 条参照)	26
3.2	23 助成事業の経理(交付要綱第 29 条参照)	26
3.2	24 調査等、指導・助言 (交付要綱第 30 条、第 31 条参照)	26
3.2	25 個人情報の取扱い(交付要綱第 32 条参照)	26
4.	是出 <b>書</b> 類	27
4.1	□ 交付申請に必要な提出書類(別表第2参照)	27
4.2	2 実績報告に必要な提出書類(別表第3参照)	32
4.3	3 交付請求に必要な提出書類	34
5. 核	<b>兼式の記入例</b>	35
	│ 交付申請書【戸建住宅】	
	3 交付申請書【集合住宅(全体)】	
5.7	<sup>7</sup> 助成金交付請求書	77
5.8	3 その他変更等申請書類	80

# 1. 事業概要

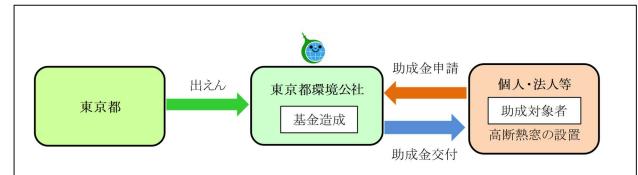
# 1.1 目的

本事業は、平成29年度から平成31年度において、都内にある既存住宅に設置されている窓を 高断熱窓に改修する方に対して、その経費の一部を助成することにより、高断熱窓の導入機会の 拡大を図り、家庭におけるエネルギー消費量の低減を進めていくことを目的とするものです。

# ~『既存住宅』とは~

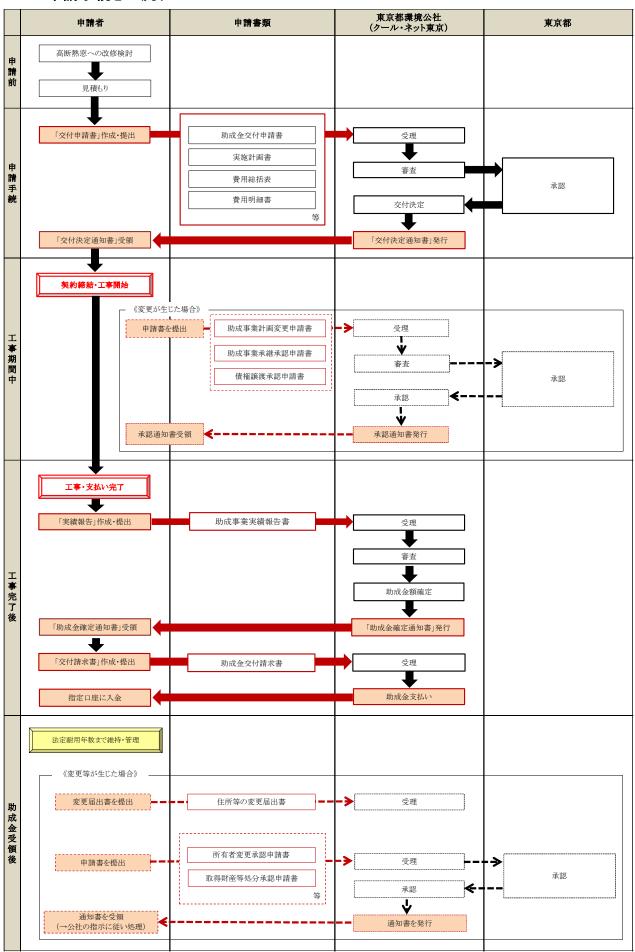
人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分(人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含む。)であって、既に建設され、人の居住の用に供しているもの又は人の居住の用に供したことのないものであって建設工事の完了の日から起算して一年を経過したものをいいます。

# 1.2 事業スキーム



- 都の出えん金による基金造成(24.75 億円) 都は本事業の原資を公社に出えんし、公社はその出えん金により基金を造成します。
- 基金を活用した助成事業 公社は基金を原資として、助成対象となる高断熱窓を設置された方に対して、その経費の 一部を助成します。

# 1.3 申請手続きの流れ



# 2. 助成内容

# 2.1 助成対象者 (実施要綱第3、第4、交付要綱第3条参照)

本事業の交付の対象となる方(以下「助成対象者」という。)は、助成金の交付対象となる高断熱窓を設置する既存住宅(以下「助成対象住宅」という。)に関し、次の要件のいずれかに該当する方となります。

助成対象者	要件
住宅の所有者	助成対象住宅を所有している個人又は法人。 ※ 販売中や転売物件において、交付申請時に住宅の売買契約が締結 されているが、まだ買主に所有権が移転されていない場合は、その時点 での所有者である買取再販業者(売主)を助成対象者とする。
管理組合	助成対象住宅における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律 第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人。
リース事業者	住宅の所有者又は管理組合と高断熱窓に係るリース契約(以下「リース契約」という。)を締結しようとするリース事業者。 ただし、住宅の所有者又は管理組合と共同で申請を行う場合に限る。

#### ~『リース契約』とは~

高断熱窓の所有者である貸主(いわゆるリース事業者)が、当該高断熱窓の借主(いわゆる利用者)に対し、当事者間で合意した期間(以下「リース期間」という。)にわたり当該高断熱窓を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該高断熱窓の使用料を貸主に支払う契約であって、次の①及び②に掲げる要件に該当するものをいいます。

- ① リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができるものでないこと。
- ② 借主が、当該契約に基づき使用する物件(以下「リース物件」という。)からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

## 【助成対象外】

次のいずれかに該当する方は、助成対象外となります。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の 出資、出えんの比率が50%を超える法人。
- (2) 過去に税金の滞納がある者、刑事上の処分を受けている者、その他の公的資金の交付 先として社会通念上適切でないと認められる者。
- (3) 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

- (4) 暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)
- (5) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者があるもの。

# 2.2 助成対象製品 (実施要綱第3、第4参照)

助成対象となる高断熱窓は、以下の要件を満たすものとします。

- (1) 都内に新規に設置される未使用品であること。
- (2) 国の省エネルギー投資促進に向けた支援補助金(省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)(高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業)において、当該事業の執行団体である一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下「SII」という。)に補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスであること。

# 2.3 助成対象経費 (実施要綱第4、交付要綱第4条参照)

助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

	費目	項目
	材料費	高断熱窓(窓・ガラス)の購入等に必要な経費
助成対象経費	工事費	高断熱窓の設置と不可分の工事に必要な経費。 ・窓、ガラスの取付費 ・内窓取付けに必要な額縁、ふかし枠等の費用 ・カバー工法によるアルミサッシ製品代 ・外部シーリング ・内部シーリング等 ・仮設足場費 ・養生費 ・既存建具解体費 ・既存建具解体費 ・既存建具撤去費(場内集積まで) ・清掃費 ・美装費 ・搬入費 ・助成対象費用を算出するための実測費 等

高断熱窓の設置に直接関係しない工事に係る経費

(本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は助成対象事業以外において使用することを目的としたものに要する経費)

# 助成対象 外経費

- •網戸、雨戸等の窓付属部材費
- ・諸経費、設計費、書類等助成対象製品以外の送料、交通費、廃材処分費、 管理費、調査費、消費税及び地方消費税、法定外福利費
- ・金融機関に対する振込手数料 等
- ※ 見積書に値引きを計上している場合は、値引き後の経費に対して助成対象経費を算定して ください。
- ※ シャッター付き、網戸等の経費込みの場合は、按分する必要があります。
- ※ 助成対象経費の中に助成対象者の自社製品の調達分又は助成対象者に関係する者からの調達分(工事を含む)がある場合、助成対象事業に助成対象事業者の利益等相当分が含まれていることは本助成金の交付の目的上ふさわしくないため、次のとおり、該当する者の利益等相当分を排除した額を助成対象経費としてください。

# 【利益等相当分の排除について】

(1) 助成対象経費に助成対象者の自社製品の調達分がある場合

当該調達品の原価(当該調達品の製造原価又は当該工事の工事原価)をもって、助成対象経費とします。

なお、原価であると証明できない場合は、自社の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する総利益の割合(以下、「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は、0とします。)をもって、市場流通価格から利益等相当額の排除を行います。

助成対象経費 = 製造原価(又は工事原価)

また上記が証明できない場合は、以下により算出します。

助成対象経費 = 市場流通価格 × (1 - 売上総利益率)

(2) 助成対象経費に助成対象者と 100%同一の資本に属する関係会社からの調達分が ある場合

当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が当該調達品の製造原価以内(又は当該工事の工事原価以内)であると証明できる場合は、当該取引価格をもって助成対象 経費とします。

なお、それが証明できない場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告(単独の損益 計算書)における売上総利益率をもって、取引価格から利益等相当額の排除を行います。

補助対象経費 = 調達先の製造原価(又は工事原価)

また上記が証明できない場合は、以下により算出します。

補助対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の売上総利益率)

(3) 助成対象経費に助成対象者の関係会社からの調達分がある場合 (上記(2)の場合を除く。)

当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が当該調達の製造原価(又は当該 工事の工事原価)と当該調達品に対する経費等(販売費及び一般管理費)との合計以内で あると証明できる場合は、取引価格をもって助成対象経費とします。

なお、それが証明できない場合は、当該関係会社の直近年度の決算報告(単独の損益 計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下、「営業利益率」といい、営業利益 率がマイナスの場合は、0とします。)をもって、取引価格から利益等相当額の排除を行いま す。

助成対象経費=調達先の製造原価(又は工事原価)+経費等(販売費及び一般管理費)

また上記が証明できない場合は、以下により算出します。

助成対象経費 = 取引価格 × (1 - 調達先の営業利益率)

## 備考

- ① この表において「関係会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第3項に規定する親会社及び子会社、同条第5項に規定する関連会社並びに同条第8項に規定する関係会社をいいます。
- ②「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明してください。また、その根拠となる資料を提出してください。

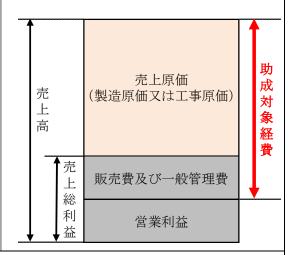
ただし(2)及び(3)の場合において、当該関係会社との間における当該調達品の取引価格が、当該関係会社を含む3社以上の一般競争入札又は指名競争入札の結果、最低価格であったときは、この限りではありません。

#### <助成対象経費のイメージ>

- (1) 助成対象事業者が自社から調達する場合
- (2) 100%同一の資本に属する関係会社から 調達する場合

助 成 売上原価 対 売 (製造原価又は工事原価) 象 上 経 高 費 売 販売費及び一般管理費 上 総 利 営業利益 益

(3) 助成対象事業者の関係会社(左記(2)を除く)から調達する場合



上記内容の判定に当たっては、証拠となる決算報告書等の書類を提出していただきます。

書類の提示がない、あるいは提示できない場合は、利益等排除部分以外も助成対象外となる場合 がありますので、ご注意ください。 <参考> 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)(抄)

(定義)

第8条 1~2(略)

- 3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 (株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。)を支配している会社等 をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の 意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。
- 4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会 社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機 関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

 $-\sim$  三(略)

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、 技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決 定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。



# 🔼 公社が交付決定をした日の前に契約締結したものに係る経費は、助成対象となりません。

# 【工事請負契約について】

本事業で対象とする工事は、必ず書面での契約を行ってください。

- ※ 委託者は、助成金交付申請者(リース契約の場合は共同申請者)と同一人としてください。
- ※ 実績報告書提出時に、「工事請負契約書」の写しを提出していただきます。
- ※ 注文書で契約する場合は、注文請書(施工業者が発行)の写しを提出してください。(な お、この場合の工事請負契約日は、注文請書の請負日とします。)注文書の写しは不要で す。
- ※注文請書には必ず収入印紙を貼り、割り印を押してください。
- ※ 工事請負契約の締結が確認できない場合は助成対象となりませんので、ご注意ください。

# 2.4 助成対象事業の要件 (実施要綱第4条、交付要綱第5条参照)

本事業の助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、次の要件を満たす こととします。

# (1)申請要件について

	助成対象者	住宅区分	申請要件
	住宅の所有者	戸建住宅	a. 申請者が所有する住宅であること(建物の登記事項証明 書等で所有権者として証明できること)。
1	(個人・法人どちら でも可)	集合住宅 (個別)	b. 専用住宅であること(店舗等と居住部分が同一住宅の場合は、電気・ガス等のエネルギーを分けて管理し、且つ、 高断熱窓改修工事においても明確に切り分けされている
	※賃貸住宅を含む	集合住宅 (全体)	こと)。1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用 している場合、その部屋は対象外とする。
2	管理組合の代表者 (ただし、代表者は 区分所有者とす る)	集合住宅(全体)	a. 専用住宅であること(店舗等と居住部分が同一住宅の場合は、電気・ガス等のエネルギーを分けて管理し、且つ、高断熱窓改修工事においても明確に切り分けされていること)。1つの部屋を店舗用と居住用の2つの用途で兼用している場合、その部屋は対象外とする。 b. 申請する代表者は、区分所有者であること(建物の登記事項証明書等で区分所有者として証明できること)。
		戸建住宅	a. 高断熱窓の所有権者であるリース事業者は、住宅の所有者又は管理組合と共同で申請すること。 b. 助成対象となる一連の工事全てがリース対象として一括で契約されていること。
3	リース事業者 [共同申請者]	集合住宅 (個別)	c. リース料金から本事業にて交付される助成金に相当する額を減額すること。 d. リース期間は原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に定められた耐用
		集合住宅 (全体)	年数以上とすること。当該耐用年数を下回る契約である場合は、リース契約の更新又はリース期間終了後に申請者へ所有権移転が行われる契約とする等、当該耐用年数が終了するまでの間は、高断熱窓が維持管理されるようにしなければならない。

※ 同一住戸(詳しくは Q&A の Q201、及び手引き P8(1)申請要件についてをご参照下さい)からの複数回の申請は認められません。

※ 助成対象住宅の所有権を持つ方が複数名存在する場合は、代表者1名を助成対象者としていただき、共有者と連名で申請してください。

- ※ 分譲集合住宅の申請者が区分所有法で共用部と見なされている窓を改修する場合は、申請者が管理組合より当該共用部の改修を行うことが認められていることを確認できる書類(公社書式「修繕等工事申請書・工事届出書」、もしくは管理組合で規定されている工事申請書及び承諾書等)を提出してください。
- ※ 管理組合が集合住宅(全体)の改修を行う場合、当該集合住宅の管理組合総会等で高断熱窓の改修工事を行うことに対する意思決定が確認できる議案書及び議事録等を提出してください。

なお議案書及び議事録等には以下 2点の記載が必要です。

- ① 既存のサッシを高断熱窓に改修する内容が確認されていること。
- ②「東京都」の「既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金(補助金)」に「申請する (活用する、申し込む等)」内容が明記されていること。

上記の①②が確認できない場合は、別途理事長が署名捺印した書類が必要となります。

※ 全住戸改修以外の場合は改修対象の住戸番号を議事録等に記載してください。

# (2) 改修について

高断熱窓の改修工法及び採寸方法は、以下のとおりとします。

	i	改修工法	採 寸
外窓の交換			開口部(サッシ枠)
内窓の取付			の内側寸法
	ガラス交換		ガラス寸法*
	カバ、土汁	(既存窓枠を取り外さずに、その枠の上	開口部(サッシ枠)
ガラスの交換	カバー工法	から新しい窓を取付ける方法)	の内側寸法
	建具交換	(障子部分である「建具+ガラス」を一体	
	建异文撰	のものとして交換する)	

- \* ガラス寸法: 額縁に組み込まれた部分を含むガラスそのものの寸法をいう。
- ※ 改修を検討している既設の窓が過去に他の補助金を受けて設置されている場合は、その窓に処分制限等の条件が付されていないか、当該補助金の実施主体に必ず確認してください。
- ※ 改修に当たっては、建築基準法等の法令を遵守してください。
- ※ 既存窓以外の新設する窓等も助成対象です。

# ① 戸建住宅の場合

1の居室において、設置される全ての窓について、内窓の取付け又は外窓若しくはガラスの交換を実施すること。

- ※ 玄関ドア以外の外気に接する窓について、高断熱窓を設置してください。(外気に接していない窓は、助成対象外となります。)
- ※ 最低、1居室の全ての窓を改修してください。1居室の全ての窓改修と同時に他の居室又は廊下、玄関その他の非居室(以下「その他の部屋等」という。)の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。
- ※ 換気小窓(障子を閉めた状態で換気を行うことができる、障子に組み込まれた小窓をいう。 以下同じ。)、300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等 については改修要件としませんが、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対 象として構いません。
- ※ ガラスが組み込まれたテラスドアや勝手ロドアは改修要件とはしませんが、ドアに組み込まれているガラスの面積が改修前・改修後共にドア面積の 50%以上である場合の高断熱窓への改修は助成対象として構いません。また、これらのドアを改修する場合、対象のドアが設置されている部屋の全ての窓を改修する必要があります。



# ② 集合住宅の場合

助成対象とする各住戸の1の居室において、設置される全ての窓について、内窓の取付 け又は外窓若しくはガラスの交換を実施すること。

- ※ 玄関ドア以外の外気に接する窓について、高断熱窓を設置してください。(外気に接して いない窓は、助成対象外となります。)
- ※ 最低、1居室の全ての窓を改修してください。1居室の全ての窓改修と同時にその他の部 屋等の改修を行う場合、その他の部屋等の窓は1枚以上の改修で構いません。
- ※ 換気小窓、300mm×200mm 以下のガラスを用いた窓、換気を目的としたジャロジー窓等 については改修要件としませんが、その窓に高断熱窓を用いた改修を行う場合は、助成対 象として構いません。
- ※ ガラスが組み込まれたテラスドアや勝手ロドアは改修要件とはしませんが、ドアに組み込 まれているガラスの面積が改修前・改修後共にドア面積の 50%以上である場合の高断熱 窓への改修は助成対象として構いません。また、これらのドアを改修する場合、対象のドア が設置されている部屋の全ての窓を改修する必要があります。



# 【居室の範囲について】

部屋等が間仕切りやドア等で区切られておらず、空間がつながっている区画(吹抜け、階段等) は、同一の空間(室)と見なします。

改修する居室が他の部屋等と同一の空間となっている場合は、その区画全体が一つの居室と なりますので、注意してください。



※ 本事業では、改修する居室の種類は特に問いませんが、エネルギー消費が多い居間 又は主たる居室(就寝を除き日常生活で在室時間が長い居室等)について改修いただくと、 省エネ効果が最大に発揮できます。

# (3) 既に高断熱窓を取り付けている窓がある場合

交付申請時に、助成対象住宅に設置されている一部のガラス又は窓が、既に高断熱窓(S IIの「高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業」で登録されている製品)となっている場合、当該部分については改修要件といたしません。

ただし、既に取り付けてある高断熱窓に係る費用は助成対象経費に含まれません。

※既に高断熱窓が設置されている場合は、次の資料を交付申請時に提出してください。

- 該当する製品のカタログの写し
- ・該当する製品がSIIで登録されている番号を示す書類
- ・該当する製品が設置されている場所を示す平面図・立面図
- ・該当する製品の設置状況を示す写真

# (4) 個別クレジット契約により設置する場合

高断熱窓の所有権を有する方が助成対象となります(住宅にお住まいの方の場合の他、 個別クレジットの取扱事業者の場合もあります)。

高断熱窓の改修工事契約の請負業者が発行した領収書が必要です。そのため、「個別クレジット契約による助成金に関する取決書」も提出してください。

# 2.5 助成金の交付額 (実施要綱第4条、交付要綱第6条参照)

本事業の助成金交付額は、次のとおりとします。

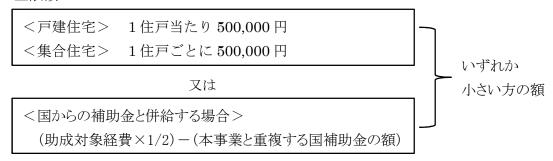
# (1) 助成金額

助成対象経費×1/6 (100円未満端数切り捨て)

※ 国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合は、本助成金交付額と国及び 他の地方公共団体による当該補助金交付額の合計額が本助成対象経費を超えない範囲 で交付します。

(都の助成金額+国及び他の地方公共団体の重複する補助金の額≦助成対象経費)

# (2) 上限額



※ 集合住宅の上限額は、50万円×住戸数ではありませんので、注意してください。 複数戸を改修する場合でも、1住戸ごとに助成金交付予定額を算出し、各住戸の合計 額が助成金交付申請予定額となります。

(例)○○マンション5戸を改修する場合 ⇒ 助成金交付申請予定額 220万円

住戸	助成対象経費の 1/6 の額	上限額	単住戸算定額
A	70万円		50万円
В	60万円		50万円
С	60万円	50万円	50万円
D	40万円		40万円
Е	30万円		30万円
		合 計	220万円

助成金交付申請予定額

※ 国又は他の地方公共団体の補助金交付先が本事業の助成対象者と異なる場合であっても、 最終的に当該補助金の交付金を享受する者が本事業の助成対象者と同一人であれば、本事 業と併給するものと見なします。

【参考:都と国の断熱リフォーム事業の主な違い】

	東京都(本事業)	国
事業名称	既存住宅における高断熱窓導入促 進事業	平成31年度高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業(断熱リノベ)
所管	環境局	環境省
執行団体	公益財団法人東京都環境公社	一般社団法人環境共創イニシアチブ
対象者	・所有者(個人・法人) ・管理組合の代表者(区分所有者) ・賃貸住宅の所有者(個人・法人) ・リース事業者(上記との共同申請) ・転売物件の売主(申請時の所有者)	<ul><li>・所有者(個人)・所有予定者(個人)</li><li>・管理組合等の代表者</li><li>・賃貸住宅の所有者(個人)</li><li>・リース事業者(上記との共同申請)</li><li>・転売物件の売主又は買主(所有予定者)</li></ul>
補助対象経費	材料費、工事費	材料費、工事費
補助率	助成対象経費の 1/6	補助対象経費の 1/3
上限額	・戸建住宅: 50 万円/戸 ・集合住宅: 50 万円/戸	<ul><li>・戸建住宅:120 万円/戸+家庭用蓄電池</li><li>: 40 万円/戸(窓のみ改修)</li><li>・集合住宅: 15 万円/戸+家庭用蓄熱設備</li></ul>
改修部位	窓・ガラス	窓・ガラス・断熱材、蓄電システム、蓄熱設備
改修部	1つ以上の居室	<ul><li>・居室等</li><li>・戸建住宅:居間又は主たる居室は必須</li><li>・集合住宅:窓全部</li></ul>
非住戸部	×	×
社宅•寮	0	×
セカント・ハウス・別 荘	0	×
エネルキー計算	不要	必要
交付申請時の 提出書類で相 違するもの(た だし、原則とし て。)※	<本事業のみ提出> 「納税証明書」	<断熱リノベ事業のみ提出> 「求積表」、「専有面積表」、「新耐震基準確認書類」、「電力契約書」、「家庭用蓄熱設備要件確認書類」、「個別エネルギー計算書」、「UA値・η AH値・η AC値算出計算書」

※提出書類については、上記記載に関わらず、各事業の執行団体の指示に従ってください。

# 2.6 交付の条件 (交付要綱第11条参照)

本助成金の交付に当たり、本事業の目的を達成するため、交付決定の通知を受ける助成対象者(以下「助成事業者」という。)に対し、次に掲げるも条件を付すものとします。また併せて、その他公社が必要と認める条件を付す場合もあります。

## (1) 善管注意義務

助成事業者は、本交付要綱並びに本助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、交付要綱第10条第1項の規定により本助成金の交付決定の通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)により取得し、整備し又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を管理するとともに、その効率的な運用を図ってください。

# (2) 交付決定が取り消された場合

助成事業者は、交付要綱第 15 条又は第 24 条第1項の規定により公社から本助成金の交付決定の全部又は一部の取り消しを受けた場合は、これに従ってください。

# (3) 助成金の返還請求を受けた場合

助成事業者は、公社が交付要綱第 25 条第1項又は第2項の規定により本助成金の全部又は一部の返還を請求した場合は、公社が指定する期日までに返還するとともに、交付要綱第 26 条第2項の規定に基づき違約加算金を併せて納付してください。なお、当該期日までに返還されなかったときは、交付要綱第 27 条第2項の規定に基づき延滞金を納付していただきます。

# (4) 公社が求める情報等の提供

助成事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を公社から求められたときは、公社が指定する期日までに提供してください。

#### (5) 現地調査等への協力のお願い

助成事業者は、公社が取得財産等の稼働状況等の現地調査等を実施する必要があると認めた場合は、当該現地調査等を実施いたしますので、それに協力してください。

# (6) 他の都又は公社から交付される助成金との併給はできません 助成事業者は、助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成 金等を受給しないでください。

# (7) 都の資金を原資とした区市町村の補助金との併給はできません

助成事業者は、都の資金を原資とした区市町村から交付される補助金を受給しないでください。

(例) 空き家利活用等区市町村支援事業補助金交付要綱(平成 27 年5月 12 日平成 27

都市住政第85号)第4(3)の空き家改修における省エネ改修に係る補助金 ※区市町村によって当該補助金を原資とした補助金の名称は異なる場合があります ので、ご注意ください。

# (8) 交付要綱その他法令の遵守

助成事業者は、助成事業の実施に当たり、本交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

# 3. 申請の方法

# 3.1 申請の受付 (交付要綱第8条参照)

# 申請受付期限: 令和2年3月31日(火)17時まで ※公社必着

- ※ 上記期限を過ぎて公社に到着した申請書は、受け付けられませんので、ご注意ください。
- ※ 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいた します。
- ※ 天災地変等、助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある 場合は、申請期間を変更することもあります。
- ※ 申請受付期間に到着した申請書は先着順に受理し、審査を行います。
- ※ 受理した申請書の交付申請額合計が公社の予算の範囲を超えた日(以下「予算超過日」という。)をもって、申請の受付を停止します。
- ※ 予算超過日に複数の申請書が到着した場合は、到着した申請書の中で抽選を行います。

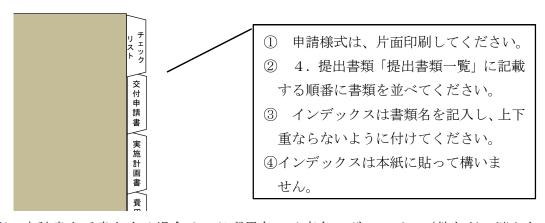
# 3.2 申請書類

申請書類の様式については、以下の公社ホームページからダウンロードしてください。

https:// www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/koudannetu/download/ index.html ※ 申請様式は、片面印刷でお願いいたします。

- ※ 各書類にインデックス(書類名を記入)を付けてください。
- ※ 提出書類を数件まとめて出す場合は、一組毎にクリップ等で分けてご提出ください。
- ※ クリアポケットは使用しないでください。

# <インデックスの付け方見本>



※ 申請書を手書きする場合は、必ず黒色又は青色のボールペン(熱などで消えないもの)や万年筆等で丁寧に記入してください。鉛筆や消すことのできるペンで記入したもの、黒色又は青色以外の色で記入したものについては、受け付けできませんので、ご注意ください。

- ※ 提出された書類は、原則返却いたしませんので、申請者用として手元に控えを1部 ご用意ください。
- ※ 申請様式及び必要書類の記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前にご確認ください。

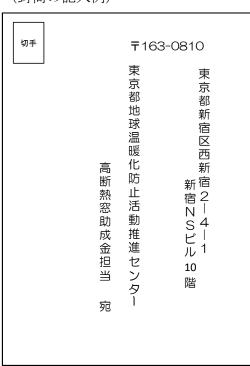
# 3.3 申請書類の提出

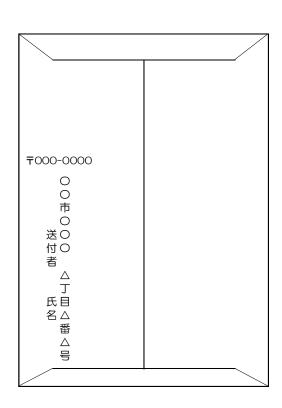
(1) 書類の提出方法

申請書の提出は、原則郵送でのご提出をお願いします。

- ※ 公社から申請者に対して申請書類を受領した旨の連絡は致しませんので、到着 の確認をしたい場合は、配達状況が確認できる方法(簡易書留等)で提出してく ださい。
- ※ 同時に複数件提出する場合は、1つの封筒にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず1申請ごとに分けて内封筒やクリアファイル等に入れ、<u>書類が混ざらないようにして下さい</u>。その際は、申請数と申請者名がわかる一覧表を添付して下さい。

# (封筒の記入例)





#### (2) 申請書の送付先

<送付先>

〒163−0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

東京都地球温暖化防止活動推進センター 高断熱窓助成金担当

# (3) 様式一覧

既存住宅における高断熱窓導入促進事業 様式一覧

申請	様式	形態	書式名称	交付要綱
	別記第1号様式		助成金交付申請書	ļ
	加品知工分採式		暴力団排除に関する誓約事項	
	参考様式1		実施計画書	
	参考様式2		費用総括表	
	参考様式3	戸建住宅	費用明細書	
	参考様式4		リース料金計算書	
	参考様式5		個別クレジット契約による助成金に関する取決書	
	参考様式6		交付要件等確認書	
	_		提出書類チェックリスト	
	四氢类1日接土		助成金交付申請書	
	別記第1号様式		暴力団排除に関する誓約事項	
	参考様式1		実施計画書	1
	参考様式2		費用総括表	
//	参考様式3	# A D. + / PRIN	費用明細書	htt: = 17
交付申請	参考様式4	集合住宅(個別)	リース料金計算書	第7条
	参考様式5		個別クレジット契約による助成金に関する取決書	
	参考様式6		交付要件等確認書	1
	参考様式7		修繕等工事申請書・工事届出書	
	-		提出書類チェックリスト	1
			助成金交付申請書	•
	別記第1号様式		暴力団排除に関する誓約事項	
	参考様式1		実施計画書	
	参考様式2		費用総括表	
	参考様式3	集合住宅(全体)	費用明細書	1
	参考様式4	来自压飞(工件)	リース料金計算書	1
	参考様式5		個別クレジット契約による助成金に関する取決書	
	参考様式6		交付要件等確認書	
	<b>多为</b> 採取0		提出書類チェックリスト	
	別記第2号様式	(公社発行)	助成金交付決定通知書	
交付決定	別記第3号様式	(公社発行)	助成金不交付決定通知書	第10条
 撤回	別記第4号様式	共通	交付申請撤回届出書	第12条
187121	別記第5号様式	共通	助成事業承継承認申請書	为12木
事業承継	別記第6号様式	(公社発行)	助成事業承継承認決定通知書	第13条
	別記第7号様式	共通	助成事業計画変更申請書	
計画変更	別記様式	(公社発行)	助成事業計画変更承認通知書	第14条
住所等変更	別記第8号様式	共通		第16条
住別等发史	別記第16号様式		住所等の変更届出書 債権譲渡承認申請書	免10米
債権譲渡	別記様式	(公社発行)		第17条
 廃止	別記第9号様式	共通	<b>債権譲渡承認通知書</b> 助成事業廃止屋出書	第18条
<b>飛</b> 业	別記第10号様式		助成事業廃止届出書 助成事業実績報告書	为10末
	別記第10号様式		助成事業実績報告書	•
実績報告		集合住宅(個人)		第19条
	別記第10号様式	集合住宅(全体) 共通	助成事業実績報告書	1
BL + C + C + C + C + C + C + C + C + C +	即記学11只卷十		高断熱窓改修に関する代金領収書	空00夕
助成金確定	別記第11号様式	(公社発行)	助成金確定通知書	第20条
交付請求	別記第12号様式	共通	助成金交付請求書	第21条
所有者変更	別記第13号様式	共通 (公社発行)	所有者変更承認申請書	第22条
	別記様式	(公社発行)	所有者変更承認通知書	
H zz kk ku N	別記第14号様式	共通	取得財産等処分承認申請書	<b>生00</b> 夕
財産等処分	別記様式	(公社発行)	財産等の処分に係る納付額通知書	第23条
	別記様式	(公社発行)	財産等処分承認通知書	fefer a . Ar
<del>*</del> (1)* + * ``'	別記様式	(公社発行)	助成金交付決定取消通知書	第24条
交付決定取消	77 111-171	(公社発行)	助成金返還請求通知書	第25条
	別記第15号様式	共通	助成金返還報告書	<u> </u>

# 3.4 手続代行者 (交付要綱第9条参照)

申請者は、本助成金の交付申請等に係る手続きの代行を、施工業者等の第三者に対して依頼することができます。

助成金の交付申請等に係る手続きの代行を行う者(以下「手続代行者」という。)は、依頼された手続きについて誠意をもって実施してください。

公社は原則として、申請書類等についての申請者への質問や依頼を手続代行者に連絡しますので、手続代行者が窓口となって対応してください。

※ 公社は必要に応じて手続代行者が行う手続きについて調査を実施し、手続代行者が実施要 綱及び交付要綱並びに本手引の規定に従って手続きを遂行していないと認めるときは、当該 手続代行者に対し代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんの で、ご注意ください。

# 3.5 交付決定 (交付要綱第 10 条参照)

公社は、本助成金の申請を受けた後、当該申請の内容について書類審査及び必要に応じて 実施する現地調査等により、公社の基金の範囲内で本助成金の交付を決定します。

審査等の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成事業者に対し、「助成金交付決定通知書(別記第2号様式)」を送付します。

- ※ 審査の過程で、書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行うことがあります。その際は ご協力をお願いいたします。
- ※ 審査中の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。
- ※ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、 審査対象から除外させていただきます。
- ※ 助成金の交付決定通知は、郵送にて行います。送付先は、原則として手続代行者や共同 申請者ではなく、申請者住所となります。助成対象住宅の住所が申請者住所と異なる場合、 助成対象住宅には送付されませんので、ご注意ください。
- ※ 審査等を行った結果、助成要件を満たさない場合等において、不交付の決定を行う場合があります。不交付とする場合についても、申請者に対しその結果を「助成金不交付決定通知書(別記第3号様式)」にて通知いたします。
- ※ 交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。

なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。

# 3.6 申請の撤回 (交付要綱第12条参照)

助成事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、助成金交付決定通知書を受領した日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができます。

申請の撤回をする場合は、「助成金交付申請撤回届出書(別記第4号様式)」を公社に提出してください。

# 3.7 助成事業の承継(交付要綱第13条参照)

助成事業者が相続、法人の合併、分割等又は契約による共同申請者への所有権の移転等、 地位の承継が行われた場合、助成事業を承継した者(以下「承継者」という。)は速やかに「助成事 業承継承認申請書(別記第5号様式)」を公社に提出してください。

公社は承継の内容を確認し、承認したときは、承継者宛てに「助成事業承継承認決定通知書 (別記第6号様式)」を送付します。

# 3.8 助成事業の計画変更 (交付要綱第14条参照)

助成事業者は、助成事業の内容について次のような変更が生じる場合は、あらかじめ「助成事業計画変更申請書(別記第7号様式)」を公社に提出してください。

公社は、提出された変更申請に対し、その内容が妥当であると認めたときは変更を承認するものとし、助成事業者宛に「助成事業計画変更承認通知書」を送付します。なお、承認に当たり、必要に応じて条件を付す場合があります。

## <変更が必要な案件>

- ① 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- ② 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

上記に係らない変更又は軽微な変更は、変更申請書の提出を不要とする場合もありますので、 事前に公社へご相談ください。

※ 実績報告書提出時に、公社への事前相談又は変更申請がなされないまま、変更事項が判明した時は、実績報告書を受理できない場合がありますのでご注意ください。

# 3.9 事情変更による決定の取消し等 (交付要綱第 15 条参照)

本助成金の交付決定後、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により 助成事業の全部又は一部を実施する必要がなくなった場合、公社は本助成金の交付決定の全部 又は一部を取消し、又はその他の内容若しくはこれに付した条件を変更する場合があります。

# 3.10 事業者情報の変更 (交付要綱第 16 条参照)

助成事業者は、住所等の変更があった場合、速やかに「住所等の変更届出書(別記第8号様式)」を公社に提出してください。

助成事業者	変更内容
個人	住所等
法人及び管理組合	名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地等

# 3.11 債権譲渡の禁止 (交付要綱第17条参照)

助成事業者は、助成金の交付決定によって生じる権利の全部又は一部について第三者に譲渡又は承継(第 13 条に規定する承継を除く。)することはできません。ただし、事前に公社の承認を得た場合はこの限りではありません。

債権譲渡を行う場合は、「債権譲渡承認申請書(別記第 16 号様式)」を公社に提出してください。 公社は、申請された内容を確認し承認したときは、「債権譲渡承認通知書」により通知します。

※ 販売中の既存住宅や転売物件において、住宅の所有者である売主が交付申請した後、 実績報告書を提出する時までに住宅の所有者が買主(住宅購入者)に変わる場合は、事前 に債権譲渡承認申請を行い、公社の承認を得ていただければ、買主に助成金が交付され ます。

# 3.12 助成事業の廃止 (交付要綱第18条参照)

助成事業者は、助成対象事業を廃止しようとするときは、速やかに「助成事業廃止届出書(別記第9号様式)」を作成し、公社に報告してください。

## 3.13 実績の報告 (交付要綱第19条参照)

助成事業者は、高断熱窓を設置した日と当該設置に係る支払が完了した日のいずれか遅い日 (以下「支払等完了日」という。)から、30 日以内に「助成事業実績報告書(別記第 10 号様式)」 及び添付書類を公社に提出してください。

- ※ 高断熱窓の設置に係る支払が完了した日とは、工事請負代金の全額が当該工事請負業者(施工業者等)に支払われた日となります。当該工事請負業者発行の領収書が必要となりますので、支払委託契約又は個別クレジットを利用する場合は、クレジット会社等が立替払いする日程をご確認の上、実績報告書を作成してください。
- ※ 助成対象経費について、国及び他の地方公共団体による補助金と併給する場合は、提出 期限を当該補助金の交付額の確定日(確定通知書発行日付)又は支払等完了日のいずれ か遅い日から30日以内とします。

- ※ 報告書の最終提出期限は、**令和2年9月30日**となりますので、平成31年度末頃に申請される場合は、施工計画及び支払等完了日にご注意ください。
- ※ 天災地変その他助成事業者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものが ある場合は、提出期限の見直しを行う場合もあります。
- ※ 提出期限を過ぎると書類を受理しない場合がありますので、十分にご注意ください。

# 3.14 助成金の確定 (交付要綱第20条参照)

公社は、助成事業者から提出された実績報告書について、書類審査及び必要に応じて実施する現地調査等を行い、交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を「助成金確定通知書(別記第 11 号様式)」により当該助成事業者に対して通知します。

- ※ 審査の過程で、書類に関するヒアリングや現地確認・調査等を行うことがあります。その際は ご協力をお願いいたします。
- ※ 審査中の途中経過に関するお問い合わせには一切応じかねますので、ご了承ください。
- ※ 公社職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、 審査対象から除外させていただきます。
- ※ 助成金の確定通知は、郵送にて行います。送付先は、原則として手続代行者や共同申請者ではなく、申請者住所となります。助成対象住宅の住所が申請者住所と異なる場合、助成対象住宅には送付されませんので、ご注意ください。

# 3.15 助成金の交付(交付要綱第21条参照)

助成事業者は「助成金確定通知書」を受領後、助成金を受けようとするときは、「助成金交付請求書(別記第12号様式)」を公社へ提出してください。

公社は助成事業者から助成金交付請求書を受領した後、助成金の支払いを行います。

# 3.16 財産の管理 (交付要綱第22条参照)

助成事業者は、以下のとおり助成対象製品の管理を行い、(2)に該当する場合は、公社へ届出を行ってください。

- (1) 助成事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められた耐用年数の期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければなりません。
  - ※ 高断熱窓の法定耐用年数の期間は、10年です。

(2) 法定耐用年数の期間に、助成対象住宅の譲渡等(交付要綱第 23 条に規定する譲渡を除く。)により当該取得財産等の所有者を変更しようとする場合は、助成事業者及び当該変更後の所有者は、あらかじめ「所有者変更承認申請書(別記第 13 号様式)」を公社に提出してください。

公社は、変更の内容を審査し、妥当であると認めたときは、当該申請に係る所有者の変更を承認するものとし、「所有者変更承認通知書」を送付します。

※ この場合において、交付要綱第10条第1項の交付決定の内容及び第11条の交付の 条件等の本助成金交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとしま す。

# 3.17 処分の制限 (交付要綱第23条参照)

助成事業者は、取得財産等の管理及び処分(本補助金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。 以下同じ。)に関して、次の事項を守らなければなりません。

ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合は、この限りではありません。

- (1) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって 法定耐用年数の期間内に処分をしようとする場合は、あらかじめ「取得財産等処分承認申請 書」(別記第14号様式)を公社に提出し、承認を受けなければなりません。
- (2) 取得財産等の処分について承認を受け、処分しようとする場合は、「助成金等交付財産の 財産処分承認基準(平成26年4月1日26都環公総地第6号)」第32に定める方法により算出 した額(以下「算出金」という。)を公社が請求します。助成事業者は、公社から請求を受けたと きは、これを公社に納付しなければなりません。
- (3) 公社は、助成事業者から算出金が納付され処分を承認したときは、速やかに「財産等処分承認通知書」により、助成事業者へ通知します。

# 3.18 交付決定の取消し(交付要綱第24条参照)

助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、 又は本要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき。

※ 交付すべき本助成金の額が確定した後でも、交付決定の取消しの要件に該当した場合は、 助成金の交付決定を直ちに取り消します。

# 3.19 本助成金の返還 (交付要綱第25条参照)

(1) 助成事業者による事業内容の虚偽申請、助成金等の重複受給、その他違反が判明した場合、公社は助成事業者に対し、交付決定の全部又は一部を取消します。

助成事業者は、交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において助成金の全部または一部を返還しなければなりません。

- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該助成金の額が本手引き「2.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内に、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 助成事業者は、(3)により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(別記第15号様式)を提出しなければなりません。

# 3.20 違約加算金 (交付要綱第 26 条参照)

- (1) 助成金交付決定の全部又は一部取消しとなった場合において、公社は助成事業者に対し、本助成金を受領した日から納付の日までの日数(公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く)に応じて、返還すべき額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。
- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

# 3.21 延滞金 (交付要綱第 27 条参照)

- (1) 助成事業者が公社の返還請求に応じず、公社が指定する期限までに当該返還金(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、公社は助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求します。
- (2) 助成事業者は、(1)による延滞金の納付の請求を受けたときには、これを公社に納付しなければなりません。

# 3.22 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱第 28 条参照)

公社は助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、違約加算金若しくは延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

# 3.23 助成事業の経理 (交付要綱第29条参照)

助成事業者は、助成事業の経理について、助成事業以外の経理と明確に区別した上で、帳簿や支出の根拠となる証拠書類を揃えなければなりません。

さらに、これら帳簿や証拠書類は、助成事業実績報告書を提出した日の属する公社の会計年度終了の日から10年間、管理・保存しておかなければなりません。

# 3.24 調査等、指導・助言(交付要綱第30条、第31条参照)

公社は、助成事業者に対し、次のとおり調査等、指導及び助言を行う場合があります。

# (1) 調查等

公社は、助成事業の適切な遂行を確保するために必要があると認めた場合は、助成事業に関する報告を求め、助成対象住宅等に立ち入り、帳簿書類等を調査し、又は関係者に質問を行います。助成事業者は、これらの調査等に応じてください。なお、応じていただけないときは、交付決定の取消しをする場合があります。

# (2) 指導·助言

公社は、助成事業の適切な執行のために、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行う場合があります。助成事業者は、公社から受けた指導及び助言に従ってください。なお、従っていただけないときは、交付決定の取消し又は本助成金の返還を行う場合があります。

# 3.25 個人情報の取扱い (交付要綱第32条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者等の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国及び区市町村が行う補助金等の交付事業に関わる目的のみに使用します。

また、公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者等が国及び地方公共団体等(以下、「国等」という。)から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者等の個人情報について、本人の 承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

# 4. 提出書類

4.1 交付申請に必要な提出書類(別表第2参照)

					申請申	申請建物の形態	形態	
N <sub>o</sub>	様式		書類名	提出形態	戸建住宅	( 個別) 集合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
П	I	提出	提出書類チェックリスト	原本	0	0	0	・提出書類について添付漏れがないかチェックし、提出してください(手続代行者のチェックでも可)。
2	別記第1号 様式		助成交付申請書	原本	0	0	0	・申請者(共有者含む)印、共同申請者・手続代行者の代表者印を押印してください。 ※担当者の個人印等は認めません。 ※申請者と共有者は、別の印を押印してください。
3	参考様式1		実施計画書	原本	0	0	0	・申請する住宅の改修工事の仕様を記入してください。
4	参考様式2		費用総括表	原本	0	0	0	・費用明細書を基に、助成対象合計金額等を記入してください。
rC	参考様式3	費用單	費用明細書	原本	0	0	0	・助成対象経費に対応する費用明細書を全て提出してください。 ・費用明細書と費用総括表の整合性が取れるように記入してください。
9	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	送	助成対象経費の積算に関 する根拠書類(見積書等)	ם רג 	0	0	0	・工事請負契約(予定)の見積書一式全てのコピーを提出してください。 ・内訳書には、費用・費目の詳細を記してください。 ・助成対象経費がわかるように、費用・費目にマーク等を記すか、備考欄等に助成対象経費である旨(例:助成対象等)を記入してください。 ・1つの費目に助成対象経費と助成対象外経費が混同している場合は、それぞれ助成対象と助成対象外径費が混同している場合は、それぞれ助成対象と助成対象外に費用・費目を分けてください。

				計量	申請建物の形態	形態	
$\overset{ m Z}{\circ}$	<b>※</b>	書類名	提出形態	厂建住宅	( 個別) 集合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
		平面図(全フロア) ※フルリフォームの場合は		ı			【戸建住宅、集合住宅(個別)の場合】 ・費用明細書の記載と整合性がとれるように、全ての改修箇所に「窓番号」を明記 してください。(ガラス交換・建具交換の場合は「ガラス番号」もあわせて明記して ください。)
<u> </u>	<del>Ш</del> Ш	<ul><li>投業前後の図面両方をご提出ください。</li><li>雑業</li><li>図図</li></ul>	ן 1 ח	0	0	0	【集合住宅(全体)の場合】 ・住戸タイプ、部屋番号を明記してください(例:Aタイプ 201号室 等)。 ・費用明細書の記載と整合性がとれるように、全ての改修箇所に「窓番号」を明記 してください。(ガラス交換・建具交換の場合は「ガラス番号」もあわせて明記して ください。)
$\infty$	畑	国 立面図 (四方) ※写真不可	ו האר	0	1	I	・費用明細書の記載と整合性がとれるように、全ての改修箇所に「窓番号」を明記してください。(ガラス交換・建具交換の場合は「ガラス番号」もあわせて明記してください。) ください。) ・立面図がない場合は、手書きでも可。(外観写真は不可。また、全ての改修箇所に見 籍のや費用明細アー報する「窓番号」を必ず問記してください。)
6	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	<u>%</u>	لا ا	I	0	0	・費用明細書の記載と整合性がとれるように、全ての改修箇所に「窓番号」を明記してください。(ガラス交換・建具交換の場合は「ガラス番号」もあわせて明記してください。)
10	田田	建物の登記事項証明書	原本	0	0	0	・発行後3か月以内のものを提出してください。 ・申請者が所有権者として登記されていることが確認できるようにしてください。 ※非法人となる管理組合の場合は、理事長等(申請者)個人のものを提出して ください。

No 森 共	書類名	提出形態 万本/コピー	· 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	車     「無       (     (       (	wd/ /_ 1(1.5)]	【申請者が個人の場合】 次のシャキルか1つを提出してください。 ※有効期限内のもの。 ①住民票 (発行後3か月以内のもの) ②運転免許証 ③運転発許証 ③運転発許証 ③個年及基本台帳カード ③化日日日が平成24年4月1日以降のもの) ④住民基本台帳カード ③在留カード(マイナンバーカード) ③在留カード(マイナンバーカード) ③作降降者手帳 ③在留力一ド(マイナンバーカード) 3・タイナンバーの記載があるものは、その箇所を黒塗りにしてください。 ※現住所・氏名の記載があるものは、その箇所を黒塗りにしてください。 ※現住所・氏名の記載があるもの(住所と氏名が記載された頁が分かれている場合は、 は、南方の頁が必要です。 【申請者が法人の場合】 は、南方の頁が必要です。 【同業登記簿(現在事項証明書文は履歴事項証明書) ①商業登記簿(現在事項証明書文は履歴事項証明書) ①商業登記簿(現在事項証明書文は履歴事項証明書)
						【申請者が管理組合法人の場合】         次の書類を全て提出してください。         ①理事長等選任の議事録。         ②商業登記簿(現在事項証明書又は履歴事項証明書)又は法人印の日鑑登録証明書         ※②は、発行後3か月以内のもの。         【申請者が非法人となる管理組合の場合】         次の書類を全て提出してください。         ①理事長等選任の議事録         ②理事長等個人の上記【申請者が個人の場合】で提出する書類のうち1つ。

				申請	申請建物の形態	形能	
No	兼	曹 数 名	提出形態	<u> </u>	( 個別) 無合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
12	甲甲	リース事業者の実在を証明するもの	原本	◁	◁	◁	[リース事業者と共同申請する場合] リース事業者の次のいずれか1つを提出してください。 ※発行後3か月以内のもの。 の。 ①商業登記簿(現在事項証明書又は履歴事項証明書) ②法人印の印鑑登録証明書
13	甲目	納税したことを証明するもの (納税証明書等) ※平成30年度(平成29年分) をご提出ください	原本	0	0	0	【申請者が個人の場合】区・市・町・村都民税に係るもの 【申請者が法人の場合】法人都民税に係るもの ※直近1か年分ものを提出してください。 ※課税証明書は不可とします。 ※非課税の場合、課税されていないことを証明するものを提出してください。
14	甲貝	リース事業者の納税したことを 証明するもの(納税証明書)	原本	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$	【リース事業者と共同申請する場合】 リース事業者の法人都民税に係るもの ※直近1か年分のもの ※課税証明書は不可とします。
15	参考様式7	工事申請書及び工事届出書 (公社が求める場合、管理組 合の管理規約等)	ן ת ן	I	0	I	【分譲住宅の場合】 共用部分の工事の場合、共用部の工事時の工事申請書及び承諾書等を提出してください。(公社書式ではなく、組合独自の書式でも可。また、届出の場合は受理等されたことがわかる書類を併せて提出してください。)
16	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	管理組合総会の議案書及び議事録	ם אך 	I	I	◁	【管理組合が申請する場合】 本事業に係る改修の意思決定を行ったことがわかるものを提出してください。 ※必須記載内容についてはP9を参照してください。 ※抜粋は不可(両面印刷可) ※該当箇所がわかるように、マークや付箋を付ける等してください。

					冊	申請建物の形態	形能	
N <sub>o</sub>	概		書類名	提出形態	厂建住宅	( 個別) 集合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
17	亜		リース契約書(案)	ا بد ا	⊲	⊲	⊲	・リース事業者と共同申請する場合に提出してください。 ・リース料金から助成金相当額分を減額してください。 ・リース料間は原則法定耐用年数の期間以上としてください。(法定耐用年数の期間を下回る契約である場合は、リース期間満了後に再リースを行うか、申請者へ所有権移転が行われるような契約としてください。)
18	参考様式4		リース料金計算書	原本	◁	$\triangleleft$	◁	<ul><li>・リース事業者と共同申請する場合に提出してください。</li><li>・リース契約における費用の算出をしてください。</li></ul>
19	甲	契約等	支払委託契約書(案)	ם ת 	◁	⊲	◁	・支払委託契約を利用する場合に提出してください。 ・助成金が申請者に支払われた時に、助成金の全額が直ちに当該支払い委託の 事業者に一括で支払われる旨の規定となっている必要があります。
20	参考様式5	- 2	個別クレジット契約による 補助金に関する取決書	原本	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$	・個別クレジットを利用する場合に提出してください。 ・交付申請書提出時に取扱クレジット会社及びクレジット契約番号が決まっていな い場合は、当該箇所を空欄のまま一旦提出し、決まり次第、速やかに再提出して ください。
21	参考様式6		交付要件等確認書	承	0	0	0	・必ず、申請者自身が署名(手書き)、捺印してください(手続代行者の作成 は不可)。 ※申請者自身が提出書類一式について責任を持ち、本事業の内容、 交付要件、提出書類、個人情報の利用等について確認し了解した 上で申請し、且つ虚偽、不正のないことを確認するための書類です。
22	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	そ類	その他公社が必要と認める書類	原本/コピー	◁	◁	◁	・その他、必要なものとして公社から要求があった場合は、提出してください。

4.2 実績報告に必要な提出書類(別表第3参照)

				申請	請建物の形態	形態	
N <sub>o</sub>	松	毒 名	提出形態	厂建住宅	( 個別) 集合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
	別記第10号 様式	助成事業実績報告書	原本	0	0	0	・申請者(共有者含む)印、共同申請者・手続代行者の代表者印を押印してください。 ※担当者の個人印等は認めません。 ※申請者と共有者は、別の印を押印してください。
2	甲目	助成事業に係る工事請負契約書	コピ	0	0	0	・契約の委託者は、助成事業者(リース契約の場合は共同申請者)と同一人として ください。 ・注文書で契約する場合は、注文請書(施工業者が発行)を提出してください。
33	甲	助成事業に係る領収書	ת ה	0	0	0	・宛名は助成対象者(リース契約の場合はリース事業者)名としてください。 ・領収金額(No.2「助成事業に係る工事請負契約書」の契約料全額)、助成対象 経費、領収日、発行者名、発行者印が確認できるようにしてください。 ・支払委託契約又は個別クレジットを利用した場合についても、施工業者が発行 した領収書を提出してください。
4	I	国及び他の地方公共団体による 補助金において受領した交付額 確定通知書	u L	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleright$	・国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合のみ提出してください。 ・公社から指示があった場合は、国及び他の地方公共団体による補助金に係る交付要綱、提出書類等を提出してください。
വ	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	工事(施工前・施工後)の写真 ※原則内側から撮影してください、注意事項を必ずご確認ください。	原本	0	0	0	【戸建・分譲住宅個別申請の場合】 ・全ての施工箇所について撮影してください。 ・高断熱窓に改修されていることが確認できるように撮影してください。 ・平面図の記載と整合性がとれるように、全ての改修箇所に「窓番号」を明記 してください。(ガラス交換・建具交換の場合は「ガラス番号」もあわせて明記してください。) ・室内から撮影してください。 ・カーテンやブラインド等は開け、窓枠まで写るようにしてください。 ・窓全体がはっきりと確認できるよう、撮影してください。 ・窓全体がはっきりと確認できるよう、撮影してください。 ・窓全体がはつきりと確認できるよう、撮影してください。 ・窓全体がはつきりと確認できるよう、撮影してください。

				中計	申請建物の形態	形態	
$^{ m N}_{ m o}$	卷	事 類 名	提出形態	厂建住宅	( 個別) 集合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
S	甲	工事(施工前・施工後)の写真 ※原則内側から撮影してくださ い。注意事項を必ずご確認くださ い。	原本	0	0	0	【集合住宅(全体)申請の場合】 ・マンションの部屋タイプ別に全ての施工箇所について撮影してください。・ローマンションの部屋タイプ別に全ての施工箇所について撮影してください。・田荷証明(公社参考様式)等を提出してください。・平面図の記載と整合性がとれるように、全ての改修箇所に「窓番号」を明記してください。(ガラス交換・建具交換の場合は「ガラス番号」もあわせて明記してください。・コーテンやブラインド等は開け、窓枠まで写るようにしてください。・お全体がはっきりと確認できるよう、撮影してください。・窓全体がはっきりと確認できるよう、撮影してください。・窓全体がはっきりと確認できるよう、撮影してください。・場をはが正が確認できない写真は、再度提出をしていただくことがございます。特に施工前の写真にはご注意ください。
9	甲	リース契約書 リ 	น ภา ไ	⊲	$\triangleleft$	◁	<ul><li>・リース事業者と共同申請する場合に提出してください。</li><li>・リース料金から助成金相当額分を減額してください。</li><li>・リース期間は原則法定耐用年数の期間以上としてください。(法定耐用年数の期間を下回る契約である場合は、リース期間満了後に再リースを行うが、申請者へ所有権移転が行われるような契約としてください。)</li></ul>
7	目	2       契       約     支払委託契約書       等	ם ך	$\triangleleft$	abla	$\triangleleft$	・支払委託契約を利用する場合に提出してください。 ・助成金が申請者に支払われた時に、助成金の全額が直ちに当該支払委託の 事業者に一括で支払われる旨の規定となっている必要があります。
$\infty$	甲目	個別クレジット契約書・支払明細書	ם پا	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$	・個別クレジット契約を利用する場合に提出してください。
6	甲	その他公社が必要と認める書類	原本/コピー	$\triangleleft$	$\triangleleft$	$\triangleleft$	・その他、必要なものとして公社から要求があった場合は、提出してください。

4.3 交付請求に必要な提出書類

				中計	申請建物の形態	形態	
Š	<b>※</b>	曹	提出形態	戸建住宅	(個別)集合住宅	(全体)集合住宅	注意事項
	別記第12号 様式	助成金交付請求書	原本	0	0	0	・申請者(共有者含む)印、共同申請者・手続代行者の代表者印を押印してください。※担当者の個人印等は認めません。 ※申請者と共有者は、別の印を押印してください。
							・助成事業者(リース契約の場合は共同申請者)と同一の口座名義としてください。 - #23 口血産物の割まなななのでは、3 プロでのではの主が正式には
							・破込日坐信報と記載された国金通帳、もしては打金通帳の教献及び破込日座信報記載頁の見開き、両方の写しが必要です。
23	毌	助成金振込口座番号等がわか る書類(通帳等)	บ ภา ไ	0	0	0	・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できるようにしてください。
							・インターネットバンキング等で通帳が発行されない場合は、金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支后名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出してください。
က	田田	その他公社が必要と認める書類	原本/コピー	◁	◁	◁	・その他、必要なものとして公社から要求があった場合は、提出してください。

# 5. 様式の記入例

# 5.1 交付申請書【戸建住宅】

既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金

		提出書類チェックリ	スト			
	申請者名	環境 太郎 申請	青者名を記入してく			
	共同申請者名	△△リース株式会社		共同申請者:	<b> </b> 又は手続代行者がい	る場合は、該
	手続代行者名	○○○ハウス株式会社		当欄に会社	名を記入してくださ	い。
	申請建物の形態	戸建住宅	申請に必要な提出	該当	┗ 当欄にチェックを入れ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
◆提	出書類にある 』	必須:提出必須 該当者のみ:該当する申請				
No	様 式	書 類 名	提出形態	提出書類	参考資料	提出書類チェック欄
1	本紙	提出書類チェックリスト	原本	必須	-	<b>∠</b>
2	第1号様式	助成金交付申請書	原本	必須	手引 P27/36-38 Q&A 202・	<b>∠</b>
3	参考様式1	実施計画書	原本	必須	手引 P27/39	<b>∠</b>
4	参考様式2	費用総括表	原本	必須	手引 P27/40-41	
5	参考様式3	費用明細書 ※1	原本	必須	手引 P27/42-43 Q&A 302·304· 307	
6	自由	助成対象経費の積算に関する根 拠書類(見積書等)	コピー	必須	手引 P27	
7	自由	平面図	コピー	必須	手引 P28·47	<b>∠</b>
8	自由	立面図	コピー	必須	手引 P28·47 Q&A 422	
9	自由	建物の登記事項証明書 ※2	原本	必須	手引 P28 Q&A 418•419	<b>~</b>
10	自由	申請者の実在を証明するものを一 つ提出	住民票:原本 運転免許証等:コピー	必須	手引 P29	<b>∠</b>
11	自由	リース事業者の実在を証明するも の	原本	該当者 のみ	手引 P30 Q&A 501-506	<b>☑</b>
12	自由	住民税に係る納税証明書 (課税証明書は不可) ※4	原本※直近1か年分 平成30年度(平成29 年分)	必須	手引 P30 Q&A 414-418	<b>~</b>
13	自由	リース事業者の納税したことを証明 するもの(納税証明書)	原本 ※直近1 か年分	該当者 のみ	手引 P30	<b>~</b>
14	自由	リース契約書(案)	コピー	該当者 のみ	手引 P31	
15	参考様式4	リース料金計算書	原本	該当者 のみ	手引 P31·44	<b>~</b>
16	自由	支払委託契約書(案)	コピー	該当者 のみ	手引 P31	
17	参考様式5	個別クレジット契約による助成金に 関する取決書	原本	該当者 のみ	手引 P31·45	
18	参考様式6	交付要件等確認書	原本	必須	手引 P31·46	<b>~</b>
19	自由	その他公社が必要と認める書類	原本、若しくは コピー	該当者 のみ	_	

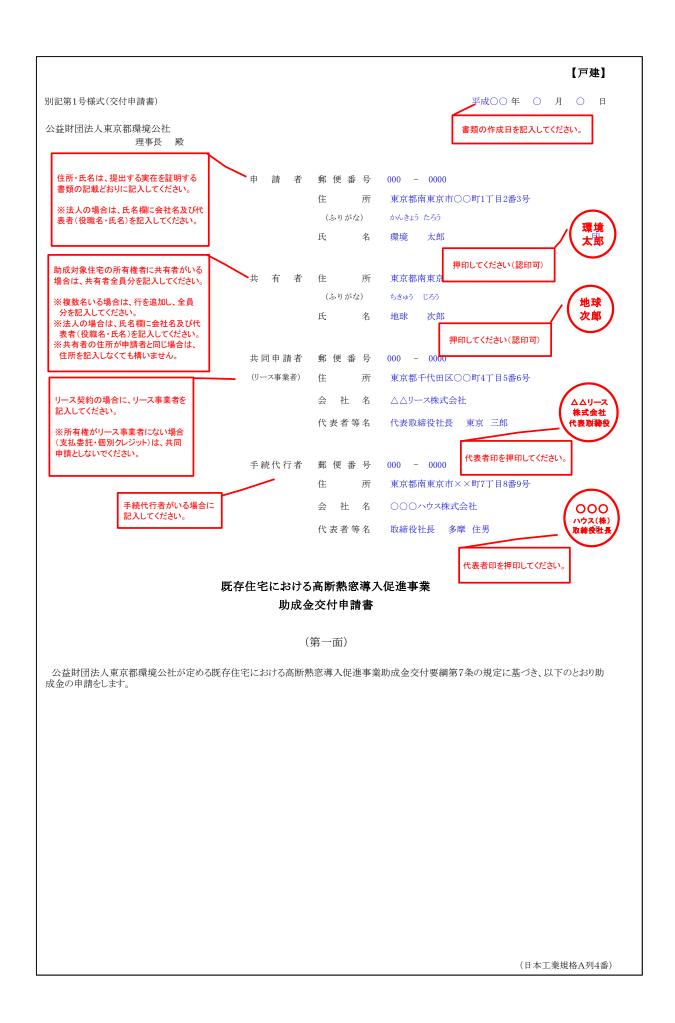
<sup>※1</sup> 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。

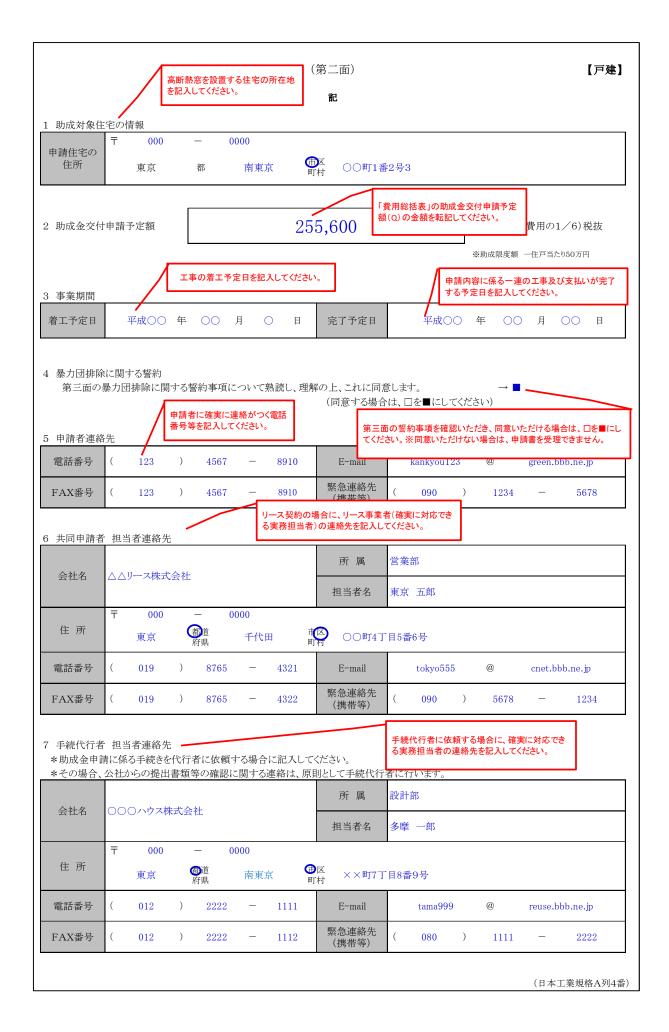
<sup>※2</sup> 申請日から3か月以内のものとする。

<sup>※3</sup> 申請日から3か月以内の(運転免許証を除く)ものとする。申請者が法人である場合は、商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人印の印鑑登録証明書のいずれか原本を提出すること。

<sup>※4</sup> 納税していない方(非課税者)は、非課税証明書を提出すること。

<sup>※</sup> 原本とは、公的機関で発行されたもので、発行機関の公印が押印されたものを指す。インターネットで個人的にプリントアウトしたものは不可。







既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

- \* この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

参考様	式1(実施計画書)	高断熱窓を設置するは情報を記入してください					【戸建】
			実施計画書				
<b>%</b> □の	箇所は、該当項目に■	を付ける				書(別記第1号様式 首名を記入してくだる	
1 申請	青者	氏 名		環境	意 太郎		_
		所 有 者	■ 個人		法人(買取再販	事業者を含む) 委託・個別クレジッ	ナギ   田十7.担人
2 リー		ずれも利用しない場合は ック不要です。	■ リース利用			まにいるりませ は同申請になりませ □ 個別ク	·ん。
3 住年	老の概要	住 宅 区 分	■ 戸建住宅(所有)	□ 戸建住	宅(賃貸) □ 〕	戸建住宅(転売)	
		築 年 数	5 年				
		居住者人数	人				
		工   法	<ul><li>■ 木造(軸組工法)</li><li>□ SRC造</li></ul>	□ 木i □ その		□ S造	□ RC造 )
		延べ床面積	100.00		m² (小数点以下)	第2位まで、3位以下り	7捨て)
							$\neg$
4 改作	多工法 する全ての改修方法に	ガラス交換	ガラスの交換 		口。从你不去	窓 	
他		i)している、又は申請 	予定の場合はその補助	金の名称を		上。	がある(予定
1	事 業 名	住宅ストック循				む)場合は、記入し	
	実施団体等名		環支援事業事務局				
	補助金交付額(予定	:)	228,000 円				
2	事 業 名						
	実施団体等名						
	補助金交付額(予定	*)	円				
3	事 業 名						
	実施団体等名						
	補助金交付額(予定	;)	円				
4	事 業 名						
	実施団体等名						
	補助金交付額(予定	·)	円				
•							<del></del>
						(日本工業	規格A列4番)

参考様式2(費用総括表) 【戸建】

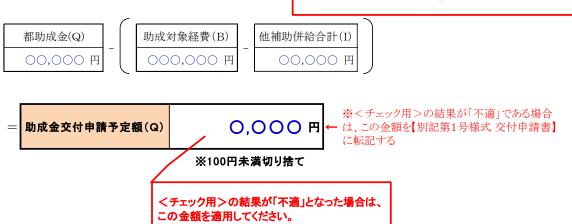
# 費用総括表

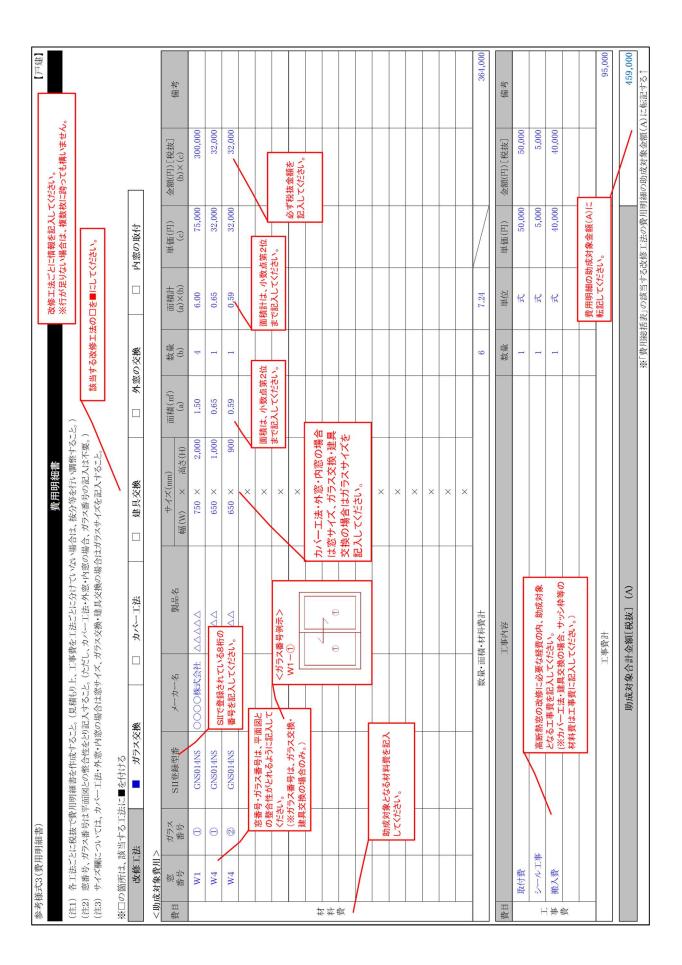
・助成対象の合計金額は、必ず[税抜]で記載すること。

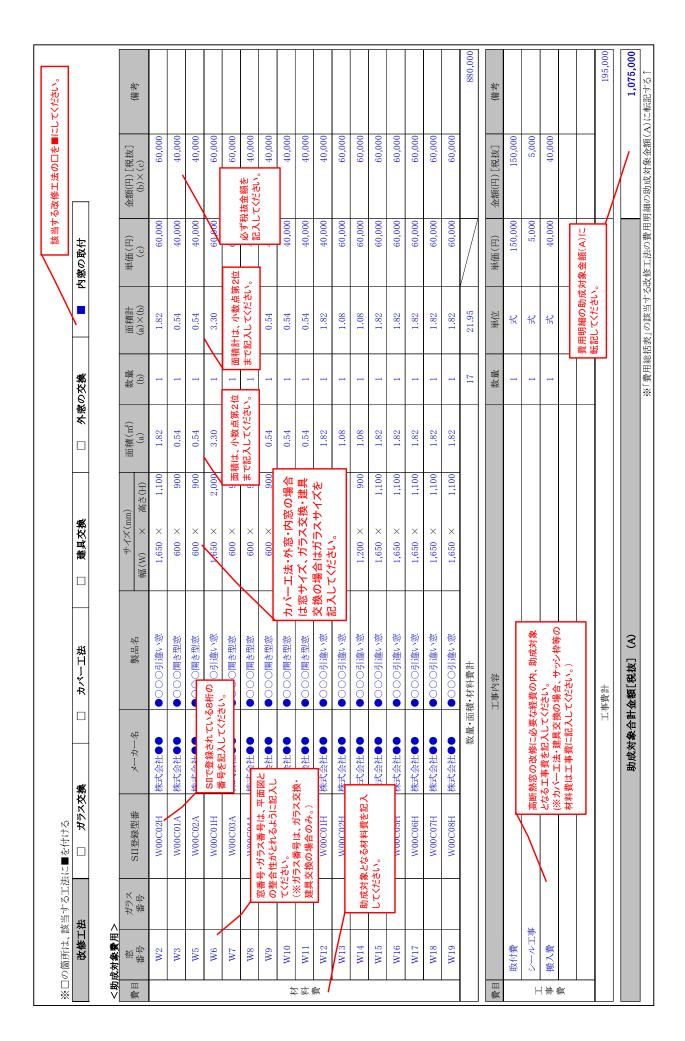
対助 象成       その他工事費用、諸経費等(C)       2,600,000 円         消費税(D)       330,720 円         合計(E) = (B+C+D)       4,464,720 円         他 補助 助併 給       国からの補助金交付申請予定額(F)       228,000 円         区市町村からの補助金交付申請予定額(G)       円         民間事業者等からの補助金交付申請予定額(H)       円         合計(I) = (F+G+H)       228,000 円	情書の助成対象外経費 合計を記入してください。 見積書の合計金額と一
カバー工法	合計を記入してください。
大学	合計を記入してください。
東内窓の交換       配入してください。       円         内窓の取付       1,075,000 円         財助 大成       2,600,000 円         対助 条成       消費税(D)       330,720 円         合計(E) = (B+C+D)       4,464,720 円         他 補助 (併給       国からの補助金交付申請予定額(F)       228,000 円         区市町村からの補助金交付申請予定額(G)       円         会計(I) = (F+G+H)       228,000 円         会計(I) = (F+G+H)       228,000 円         が始する会域である。 (K) = (I) - (F)       (I) = (B) × 1/2 の補助金額(F)         り成対象経費 助成対象経費の1/2 (B) (D) = (B) × 1/2 の補助金額(F)       (K) = (I) - (F)         1,534,000 円 767,000 円 228,000 円 539,000 円       539,000 円         戸数 (L) (M) (M) (N) (N) = (L) × (M) (N) のうち、小さい方の額を配入してください。         財成金上限額(O) ※(K) と(N)のうち小さい額       500,000 円         助成金上限額(O) ※(K) と(N)のうち小さい額       500,000 円	合計を記入してください。
助成対象経費(B)	合計を記入してください。
対助 条成 活費税(D) 330,720 円 合計(E) = (B+C+D) 4,464,720 円 他 補助 供給 をからの補助金交付申請予定額(F) 228,000 円 区市町村からの補助金交付申請予定額(G) 円 民間事業者等からの補助金交付申請予定額(H) 円 合計(I) = (F+G+H) 228,000 円 を計(B) 以1/2 の補助金額(F) (K) = (I) - (F) (K) = (I) - (I)	合計を記入してください。
対助 その他工事費用、諸経費等(C) 2,600,000 円	
合計(E) = (B+C+D) 4,464,720 円  他	見積書の合計金額と一
他	
#	致させてください。
助 併	
A 民間事業者等からの補助金交付申請予定額(H) 円 合計(I) = (F+G+H) 228,000 円 (サイン・ ロット・ロット・ロット・ロット・ロット・ロット・ロット・ロット・ロット・ロット・	※都と重複する金額を 記入すること
(助成金上限額)       都と重複する国 (原) (原) (原) (原) (原) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R) (R	
会、本事複する努力         助成対象経費 助成対象経費の1/2 (B) (J)=(B)×1/2 の補助金額(F) (K)=(J)-(F)         1,534,000 円 767,000 円 228,000 円 539,000 円         戸数 (L) (M) (N)=(L)×(M) (N)=(L)×(M) (N)=(L)×(M)         1 戸 500,000 円 500,000 円         助成金上限額(O) ※(K)と(N)のうち小さい額	
助成対象経費 助成対象経費の1/2 (B) (B) ×1/2 の補助金額(F) (C) (E) ×1/2 の補助金額(F) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E	る他の補助金等がある場事業と補助対象経費が重
1,534,000 円 767,000 円 228,000 円 539,000 円 万数 助成上限単価 仮算定上限額② (N)=(L)×(M) 仮算定上限額②(N)のうち、小さい方の額を記入してください。	交付申請予定額を記入し い。
(L)     (M)     (N) = (L) × (M)     仮算定上限額①(K) と 仮算定上限額②(N)のうち、小さい方の額を記入してください。       1 戸     500,000 円     500,000 円       助成金上限額(O) ※(K) と(N)のうち小さい額     500,000 円	
(IV) — (L) へ (IVI) 仮算定上限額②(N)のうち、小さい方の額を記入してください。  助成金上限額(O)	
※(K)と(N)のうち小さい額  500,000 円 切成金工版額(O)と 仮算定助成金額(P)のうち、	
<助成金交付申請予定額>	J
	※下記<チェック用> の結果が「適」である
1,534,000 円 255,666 円 500,000 円 255,600 円	場合は、この金額を 【別記第1号様式 交付
※小数点以下、切り捨て。 ※100円未満切り捨て	申請書】に転記する
〈チェック用〉 ※該当項目に■を付ける	
全ての補助金及び助成金の合算が助成対象経費以内で あること(Q+I≦B) ■ 適	<u></u> _
都助成金(Q) 他補助併給合計(I) 合計 助成対象経費(B) $255,600$ 円 + $228,000$ 円 = $483,600$ 円 $\leq$ $1,534,000$ 円	□不適
255,000   円 + 228,000   円 - 485,000   円   1,534,000   円   本助成金と重複す体による補助金の経費以内の場合は、2頁目へ	□不適

## ※「不適」となった場合

<チェック用>の結果が「不適」となった場合は、2この頁も 併せて提出してください。(「適」の場合は、不要です。)







リース契約期間	参考様式4	(リース料金計算書)	既存住宅における高 <b>リ</b> ーフ	高断熱窓導入( ス料金計算	• //•///	_ ,	一ス契約を利用	する場合に提出し
リース 期間       平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 から 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日 まで         0 年 ○ カ月間         2 リース料金計算       助成金の交付を受けた場合と受けなかった場合の金額を記入してください。         費用項目       助成金がりの場合 (助成金額用後の金額)       (助成金がの場合 (助成金適用後の金額)         (A)       リース契約工事金額 [合計]       ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 リース契	2約期間						
即成金の交付を受けた場合と受けなかった場合の金額を記入してください。		平成 〇〇 年 〇	)〇 月 〇 日	から	₽成 ○○ 4	年 〇	月〇〇	日 まで
2 リース料金計算       金額を記入してください。         費用項目       助成金ありの場合 (助成金適用後の金額)       助成金流Lの場合 (助成金適用前の金額)         (A)       リース契約工事金額 [合計]       (内)       円       円       円       (対象費用の1/6)         (B)       助成金交付申請予定額 [合計]       (内)       円       円       (対象費用の1/6)         (C)       助成金充当後の額 [合計]       (内)       円       (税抜]       (円       (税抜]         (D)       リース保険料・諸税等       (円       (税抜]       (円       (税抜]         (E)       金利       (の)       (の	期間		○ カ月間					
(A) リース契約工事金額 (助成金適用係の金額) (助成金適用前の金額) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内) (内	2 リース料	<b> </b>  金計算			った場合の			
(A)       [合計]       〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇,○○○       円       (対象費用の1/6)         (B)       助成金交付申請予定額 [合計] (合計]       〇,〇〇〇,〇〇〇,○○○       円 (税抜]       ○,○○○,○○○       円 (税拔]         (C)       助成金充当後の額 [合計] (A) - (B)       ○,○○○○       円 (税拔]       ○,○○○○       円 (税拔]         (D)       リース保険料・諸税等       ○,○○○○○       円 (税拔]       ○,○○○○○       円 (税拔]         (F)       金利(金額)       ○,○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		費用項目						
(B)       [合計]       (A)       (B)       (A)       (B)       (A)       (B)       (B) <t< td=""><td>(A)</td><td></td><td>0,000</td><td>0,000</td><td></td><td>円[税抜]</td><td></td><td></td></t<>	(A)		0,000	0,000		円[税抜]		
<ul> <li>※助成優度額 一住戸あたり50万円</li> <li>(C) 助成金充当後の額 [合計] (A) - (B) (A) - (B) (Rity)</li> <li>(D) リース保険料・諸税等 (Rity)</li> <li>(E) 金利 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	(B)		000,000	円		円	(対象費用の	1/6)
(C)       (A) - (B)       (D)							】 ※助成限度額	一住戸あたり50万円
(B)     リース保険料・箱税等     〇〇,〇〇〇     [税抜]       (E)     金利     〇〇,〇〇〇     %       (F)     金利(金額)     〇〇,〇〇〇     円 (税抜]       (G)     リース料総額     〇,〇〇〇,〇〇〇     円 (税抜]       「助成金ありの場合」は、助成金相当額が必	(C)		0,000,000	円 (成族]	00,000			
(F)       金利(金額)       円 (税抜]       円 (税抜]       円 (税抜]         (G)       リース料総額       円 (税抜]       円 (税抜]       円 (税抜]         「助成金ありの場合」は、助成金相当額が必	(D)	リース保険料・諸税等	00,000 <sub>[j</sub>		0,000			
(F)       金利(金額)       (税抜]       (税 (	(E)	金利	0.000	% (	0.000	%		
「助成金ありの場合」は、助成金相当額が必	(F)	金利(金額)	000,000		00,000			
	(G)	リース料総額	0,000,000	円 (税抜] (), ()	00,000	円 [税抜]		
				助成金相当額允	<b></b>			

参考様式5(クレジット取決書)

公益財団法人東京都環境公社 理事長 殿

## 個別クレジット契約を利用する場合に提出してください。

平成〇〇年 〇 月 〇 日

書類の作成日を記入してください。

既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金 個別クレジット契約による助成金に関する取決書

申請者 〒 000-0000

代表者印を押印してください。

住所 東京都南東京市○○町1丁目2番3号

氏名 環境 太郎

環境 太郎

申請者は、公益財団法人東京都環境公社(以下、公社という)が交付する既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金に申請する一連の工事(材料費・工事費含む)を、下記個別信用購入あっせん関係受領契約(以下、個別クレジット契約という)により購入し助成金申請を行う場合、次に定める事項を公社と約し、遵守するものとします。

- 1 申請者は、使用者として法定耐用年数以上は、適切に助成対象高断熱窓の管理を行います。
- 2 申請者は、助成金を受給した際に、当該助成を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてるものとします。

記

## 取扱クレジット会社名

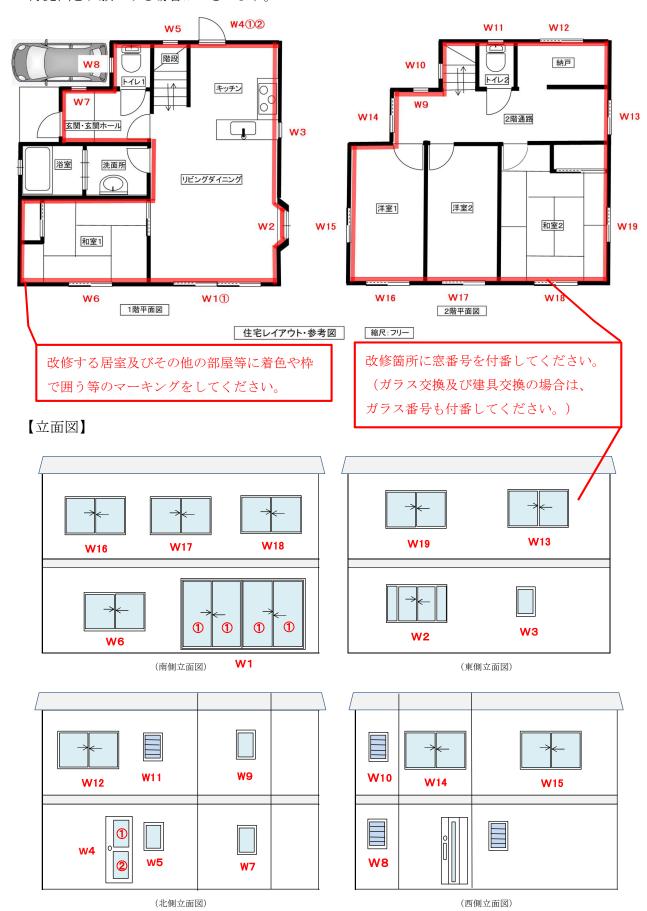
○○カード株式会社

契約するクレジット会社名を記入してください。 なお、交付申請書提出時に取扱クレジット会社が決まっていない場合は、「取扱クレジット会社名」欄を空欄のまま一旦提出し、決まり次第、速やかに再提出してください。

また、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請者をコピーし、控えておくこと。  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「  「	共同申請者 確認欄
1 交付申請について  中請者確認欄」のみチェックしてください。  申請者は、本助成金の事業内容を全て承知の上で、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に必要な申請書類を提出すること。 なお、提出された申請書を公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請を行うこと。	
1 交付申請について てください。 へ 本 記欄 申請者は、本 助成金の事業内容を全て承知の上で、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に必要な申請書類を提出すること。 なお、提出された申請書を公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請を行うこと。	
を提出すること。 なお、提出された申請書を公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請 を行うこと。	
を行うこと。	1
	✓
0 II. 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4 - 4	
2 助成事業者の資格 申請者は、申請する既存住宅の所有者である。   ▼	<b>v</b>
THE IST THE TOWN IN THE COUNTY	
3 工事請負契約及び工事期間について	
申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要綱第4条第2項第一号ただし書 きに該当する。	•
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了解している。	v
4 個人情報の利用目的について	
本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。	<b>V</b>
5 申請提出書類一式について	
申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	<b>v</b>
THIEROWINIAN THE TOTAL AND THE	
6 申請する対象製品の仕様について	
一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅 であることを確認している。	~
対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 完了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない ことを理解し、了承している。	•
7 交付決定について	
本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	<b>V</b>
交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。	
助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。	
8 現地調査及び取材等の協力	
公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  ✓	<b>V</b>
助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。	<b>v</b>
9 手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	
手続代行者が交付要綱及び手引の要件を満たしていることを確認している。	<b>V</b>
申請者、共同申請者及び手続代行者はお互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	
公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合がある。  ✓	
書類の作成日を記入して	
以上の内容に相違ないことを確認しました。	
必ず、申請者ご本人(交付申請書と同一人)が 署名の上、捺印してください。 ※手続代行者の代筆不可。  平成○○ 年 ○ 月 ○ 日 署名は、必ず手書きで記入してください。	環境大能」
共同申請者氏名は、代表者又は連絡先担当者名を	

## 【平面図(作成例)】

※改修する窓だけでなく、改修しない窓や階段、扉等もご記入ください。部屋の区切りのみの図面は 再提出をお願いする場合がございます。



## 5.2 交付申請書【集合住宅(個別)】

### 既存住宅における高断熱窓導入促進事業

#### 提出書類チェックリスト 申請者名を記入してください。 申請者名 環境 花子 **共同由諸老**名 共同申請者又は手続代行者がいる場合は、 該当欄に会社名を記入してください。 手続代行者名 株式会社〇〇工務店 申請建物の形態 集合住宅(個別) 申請に必要な提出 該当欄にチェックを入れてください 書類を全て揃えて ◆提出書類にある 必須:提出必須 該当者のみ:該当する申請者のみ提出か必要 提出書類 提出形態 提出書類 参考資料 No 様式 書 類 名 本紙 提出書類チェックリスト 原本 1 必須 手引 P27/36-38 2 助成金交付申請書 第1号様式 原本 必須 3 参考様式1 実施計画書 原本 必須 手引 P27/39 参考様式2 費用総括表 原本 手引 P27/40-41 4 必須 5 参考様式3 費用明細書 ※1 原本 必須 Q&A 302 • 304 • 307 助成対象経費の積算に関する根 コピー 手引 P27 6 自由 必須 拠書類(見積書等) 7 コピー 自由 平面図 必須 手引 P28·47 8 自由 姿図 コピー 必須 手引 P28 手引 P28 Q&A 418•419 9 自由 建物の登記事項証明書 **%**2 原本 必須 申請者の実在を証明するものを一 住民票:原本 運転免許証等:コピー 10 自由 ₩3 必須 手引 P29 つ提出 リース事業者の実在を証明するも 該当者 手引 P30 原本 **%**3 11 自由 Q&A 501-506 原本※直近1か年分 住民税に係る納税証明書 手引 P30 12 自由 平成30年度(平成29 必須 (課税証明書は不可) リース事業者の納税したことを証明 原本 ※直近1 該当者 13 自由 手引 P30 するもの(納税証明書) か年分 のみ 修繕等工事申請書・工事届出書 参考様式7 共用部 14 コピー 手引 P30 (専有部工事の場合は不要) /自由 必須 該当者 自由 リース契約書(案) 原本 手引 P31 15 のみ 該当者 参考様式4 リース料金計算書 原本 手引 P31・44 16 のみ 該当者 原本 17 自由 支払委託契約書(案) 手引 P31 のみ 個別クレジット契約による助成金に 該当者 18 参考様式5 原本 手引 P31·45 関する取決書 のみ 19 参考様式6 交付要件等確認書 原本 必須 手引 P31・46 該当者 20 自由 その他公社が必要と認める書類 原本/コピー のみ

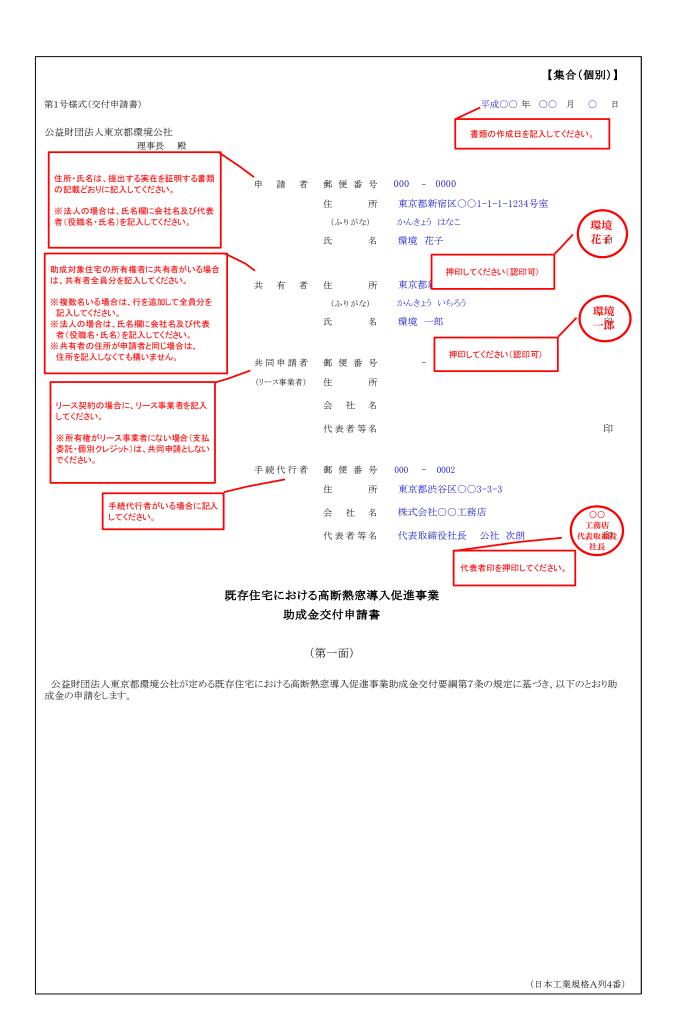
<sup>※1</sup> 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。

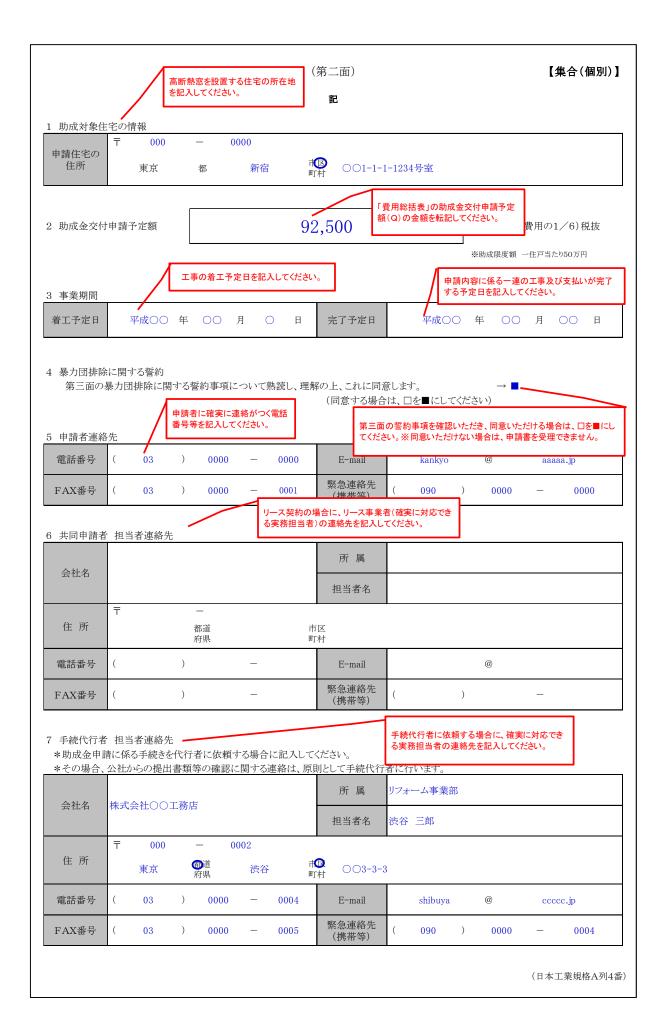
<sup>※2</sup> 申請日から3か月以内のものとする。

<sup>※3</sup> 申請日から3か月以内の(運転免許証を除く)ものとする。申請者が法人である場合は、商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人印の印鑑登録証明書のいずれか原本を提出すること。

<sup>※4</sup> 納税していない方(非課税者)は、非課税証明書を提出すること。

<sup>※</sup> 原本とは、公的機関で発行されたもので、発行機関の公印が押印されたものを指す。インターネットで個人的にプリントアウトしたものは不可。 (日本工業規格A列4番)





(第三面) 【**集合(個別)**】 平成〇〇年 〇〇 月 〇 日

書類の作成日を記入してください。

内容を必ずご確認ください。

## 暴力団排除に関する誓約事項

既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

- \* この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

	式1(実施計画書)		窓を設置 <sup>・</sup> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	する住宅について ください。	$\mathcal{D}$				【集合(個)
					計画書				
	箇所は、該当項目に■	●を付ける		<i>5</i> ( <i>m</i>	JH1 — —			申請書(別記第 申請者名を記入	
申請	書 <del>才</del>	氏	名			環境	<b>龙</b> 子		
.1.14	H. D	14	74			9K9E	10.1		
		所 有	者	■個人		□ 法人(	買取再販事業		ナシローナフェロノ
		も利用しない ・不要です。	い場合は			/		t・個別クレジッ 申請になりませ	
リー	-ス等の形態	イン女です。		□ リース利	用	□ 支払委	託	□ 個別クレ	ジット
住宅	宅の概要	住宅区	分	■ 集合住宅	三(個別)[所有	有] □ 集合住	:宅(個別)[賃貸	] 🗆 集合住宅	三(個別)[転売]
		築 年	数	25	年				
		居住者。	人数	4	人				
		T.	法	□ 木浩(軸	— 組工法)	□ 木浩(	枠組壁工法)	□ S浩	□ RC造
該出	する全ての改修方法に	7	-	■ SRC造	/مرا تحدير	□その他			_ 110,_
チェッ	ックを入れてください。	」 `							
	多工法	<u> </u>		ガラスの交換				窓	
		□ ガラ	ス交換	ガラスの交換     カバー工治		具交換 □	外窓の交換	<u> </u>	取付
: 改修		見けままましてい	る、又は	□ カバー工治	と □ 建	金等の名称を	と必ず記入す	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 : 他の 他	≶工法 の補助金への申請状況 1の補助金等に応募(申	2 申請)してい 平 <sub>月</sub>	る、又は 丸○○年	□ カバー工治	<ul><li>はその補助</li><li>による住宅の</li></ul>	金等の名称を	と必ず記入す	- 内窓の 3こと。	がある(予定
: 改修 : 他の 他	<ul><li>答工法</li><li>り補助金への申請状況</li><li>2の補助金等に応募(申</li><li>事業名</li></ul>	2 申請)してい 平 <sub>月</sub>	る、又は 丸○○年	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 F度 高性能建材	<ul><li>はその補助</li><li>による住宅の</li></ul>	金等の名称を	と必ず記入す	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他の 他	<ul><li>多工法</li><li>の補助金への申請状がれる</li><li>の補助金等に応募(申事業名</li><li>実施団体等名</li><li>補助金交付額(予定</li></ul>	で 理 で で で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	る、又は	□ カバー工法 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	生 口 建 はその補助 による住宅の シアチブ 円	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 : 他の 他	<ul><li>ぎ工法</li><li>り補助金への申請状況の補助金等に応募(申 事業名 実施団体等名</li><li>補助金交付額(予定 事業名</li></ul>	記 申請)してい 平点 一点	る、又は	□ カバーエ記 は申請予定の場合 F度 高性能建材 よ人環境共創イニ	生 口 建 はその補助 による住宅の シアチブ 円	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他の 他	<ul><li>多工法</li><li>の補助金への申請状がれる</li><li>の補助金等に応募(申事業名</li><li>実施団体等名</li><li>補助金交付額(予定</li></ul>	記 甲請)してい 平点 一点 ()	る、又は	□ カバー工法 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	生 口 建 はその補助 による住宅の シアチブ 円	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他 ① [ ② [	タイン       事業名         東施団体等名       事業名         事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         補助金交付額(予算       対象の	記 甲請)してい 平点 一点 ()	る、又は	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	はその補助による住宅のシアチブ 円	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他の 他	<ul><li>ぎ工法</li><li>の補助金への申請状況の補助金等に応募(申 業 名 実施団体等名</li><li>補助金交付額(予算 事 業 名 実施団体等名</li></ul>	記 甲請)してい 平点 一点 ()	る、又は	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	はその補助による住宅のシアチブ 円	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他 ① [ ② [	タイカ       事業名         東施団体等名       事業名         事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         補助金交付額(予算事業名       事業名	でです。 平点 一角 () () ()	る、又は	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	はその補助による住宅のシアチブ 円	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他の他 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	タイン       事業名         東施団体等名       事業名         事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         補助金交付額(予算事業名       事業名         事業名       実施団体等名	でです。 平点 一角 () () ()	る、又は	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	はその補助 による住宅の シアチブ 円 エネルギート	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他 ① [ ② [	タエ法         の補助金への申請状況の補助金等に応募(申業名)         事業名         実施団体等名         補助金交付額(予算事業名         事業名         実施団体等名         補助金交付額(予算事業名)         事業名         実施団体等名         補助金交付額(予算額)         補助金交付額(予算額)	でです。 平点 一角 () () ()	る、又は	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	はその補助 による住宅の シアチブ 円 エネルギート	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定
: 改修 他の他 (1) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	タイン       事業名         東施団体等名       事業名         事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         補助金交付額(予算事業名       実施団体等名         事業名       実施団体等名         補助金交付額(予算事業名       業名         事業名       業名	記 平月 一角 () () () () () () () () () () () () () (	る、又は	□ カバーエ泊 は申請予定の場合 E度 高性能建材 法人環境共創イニ 185,140	はその補助 による住宅の シアチブ 円 エネルギート	金等の名称なり	を必ず記入する <b>併給す</b> を含む	- 内窓の 3こと。 る他の補助金か	がある(予定

参考様式2(費用総括表) 【集合(個別)】

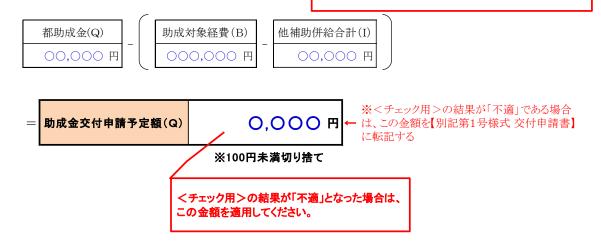
# 費用総括表

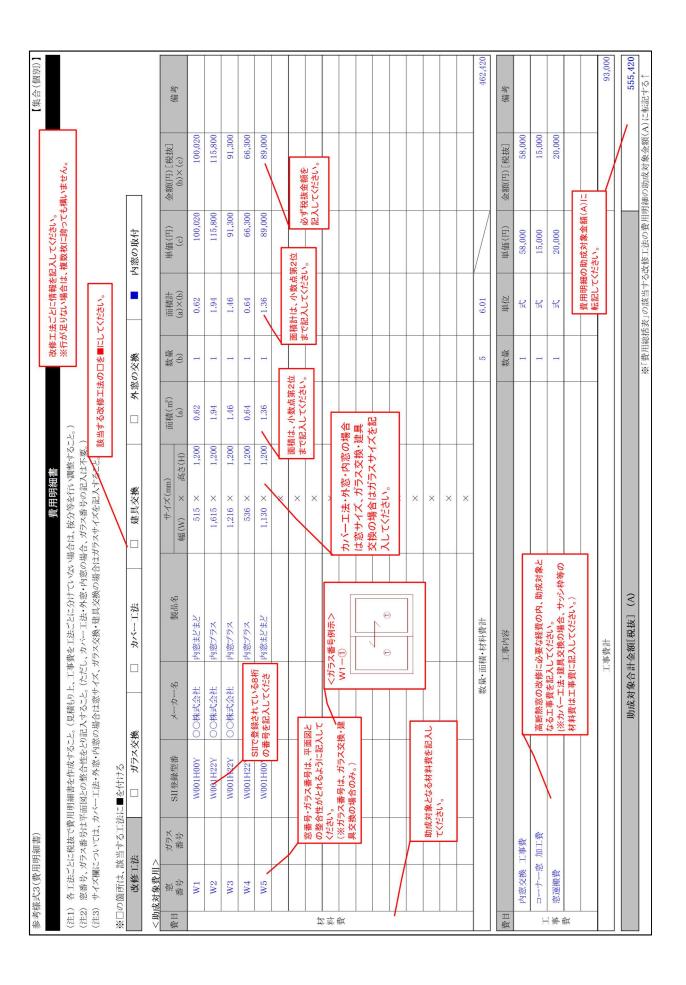
・助成対象の合計金額は、必ず[税抜]で記載すること。

	改修工法	助成対象金	₹額(A) [税抜]	摘要
	ガラス交換	費用明細書に記載した助成対象経費	H	
助	カバー工法	の世界書 て古典の合社を提出でき		
成対	建具交換	※改修工法ごとの費用明細書が複数 林にわたる場合は、それぞれの合計		
象	外窓の交換		円 円	
	内窓の取付	t	555,420 円	
		助成対象経費(B)	555,420 円	
対 象 外			見積書の助成対象外経費 の合計を記入してください。	
外风		消費税(D) 	44,434 円	見積書の合計金額と一致させてください。
	合計	(E) = (B+C+D)	599,854 円	秋させていたさい。
他補	国から	の補助金交付申請予定額(F)	185,140 円	
助併	区市町村か	らの補助金交付申請予定額(G)	100,000 円	※都と重複する金額を 記入すること
給	民間事業者等	等からの補助金交付申請予定額(H)	円	
	合言	+(I) = (F+G+H)	285,140 円	
助成	(B) 555,420 円 戸数 (L) 1 戸 助成金上 ※(K)と(N)の 成金交付申	助成対象経費の1/2 (J)=(B)×1/2 都と重複する の補助金額( 277,710 円 185,140 助成上限単価 仮算定上限額 (N)=(L)×( 500,000 円 500,000 限額(O) うち小さい額	国 仮算定上限額① てください。 (K)=(J)-(F) (P) 92,570 円 (G算定上限額①(K)と仮算定上限額②(N)のうち、小さい方の額を記入してください。 (D) 円 助成金上限額(O)と仮算定助成金額(P)のうち、小さい方の額を記入してください。 (例) が成金交付申請予定額(Q) (P)と(O)のうち小さい額 (D) 円 92,500 円	事業と補助対象経費が重 交付申請予定額を記入し にい。 下記果くが「この様式」 での場ででででででででででででででででででででででででででででででででででで
	エック用>	※該当項目に■を付ける L 及び助成金の合算が助成対象	※100円未満切り捨て <チェック用>の結果が「適」の場合 経費以内で ■ 適	□不適
都具	助成金(Q)	あること(Q+I≦B) 他補助併給合計(I) 名	計 助成対象経費(B)	
92	2,500 円	+	540 円 ≦ 555,420 円 本助成金と重複で 場合は、2頁目へ 体による補助金の	する国及び他の地方公共団 D合算が本事業の助成対象 は「適」に■を付けてくださ

## ※「不適」となった場合

<チェック用>の結果が「不適」となった場合は、2この頁も併せて提出してください。(「適」の場合は、不要です。)





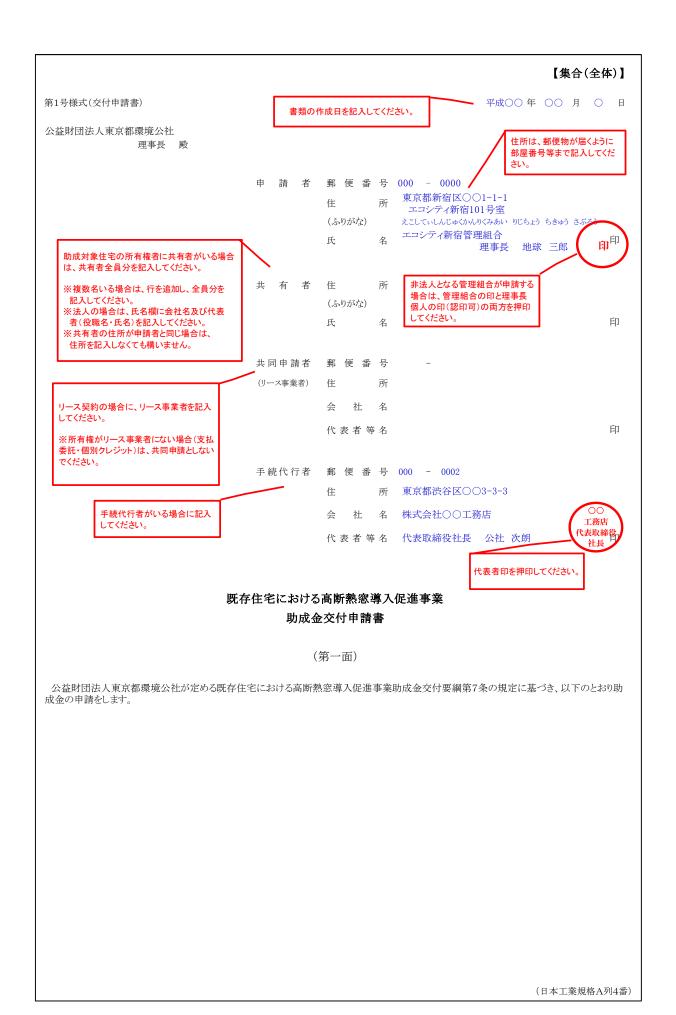
参考様式6(確認書)	【集台	}(個別)】
既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金		
チェックしてください。	申請者	共同申請者
1 交付申請について 共同申請者がいない場合は、「申請 申請者は、本助成金の事業内容をすべて承知の上で、公益財団法人東京都環境公 者確認欄」のみチェックしてください。 書書	確認欄	確認欄
類を提出すること。	-A	
なお、提出された申請書を公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを申請者が承知したうえで申請を行うこと。	<b>V</b>	
また、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請者をコピーし、控えておくこと。		
2 助成事業者の資格 ※該当する項目にのみチェックすること(必ずいずれかにチェックすること)		
申請者は、申請する集合住宅(既存)の所有者である。	ď	
3 工事請負契約及び工事期間について ※該当する項目にのみチェックすること		
申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要綱第4条第2項第一号ただし書きに該当する。	<b>V</b>	
交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了解している。	<b>V</b>	
区分所有法で共用部とみなされている窓を改修する場合は、当該集合住宅の管理規約等で、助成申請者が共用部の窓の改修を行うことを認められている。	<b>V</b>	
4 用   桂和の利用目的について		
4 個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。	✓	
2		
5 申請提出書類一式について		
申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。	<u> </u>	
6 申請する対象製品の仕様について		
一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅 であることを確認している。	V	
対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 完了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない	<b>U</b>	
ことを理解し、了承している。		
7 交付決定について		
本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。	V	
交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。	V	
助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。	<b>V</b>	
8 現地調査及び取材等の協力		
公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。	<b>V</b>	
助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。	<b>V</b>	
		ļI
9 手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	ed.	
手続代行者が交付要綱及び手引の要件を満たしていることを確認している。	<u> </u>	
申請者、共同申請者及び手続代行者はお互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	<b>Z</b>	
公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合がある。	<b></b>	
以上の内容に相違ないことを確認しました。 書類の作成日を記入して ください。 署名は、必ず手書き	で記入	
必ず、申請者ご本人(交付申請書と同一人)が署名		
が上、採用して行され。 ※手続代行者の代筆不可。 申請者氏名 環境 花子		環境
		1K-T
共同申請者氏名は、代用者又は連絡先担当者名を署名 の上、捺印してください。		印
シェンド はいっこく パンピック	<del></del>	_

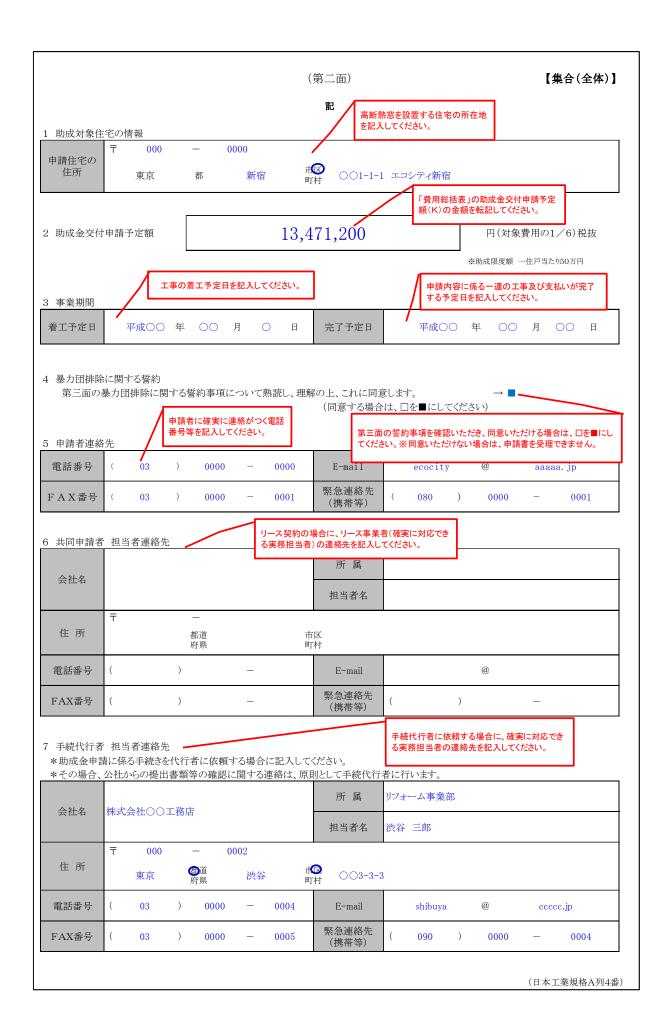
## 5.3 交付申請書【集合住宅(全体)】

既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金

#### 提出書類チェックリスト エコシティ新宿管理組合 理事長 地球 三郎 申請者名 申請者名を記入してください。 共同申請者名 共同申請者又は手続代行者がいる場合は、該 手続代行者名 株式会社 当欄に会社名を記入してください。 申請建物の形態 集合住宅(全体) 申請に必要な提出 該当欄にチェックを入れてください。 ◆提出書類にある 必須:提出必須 該当者のみ:該当する申請者 提出書類 類 提出形態 提出書類 チェック欄 本紙 提出書類チェックリスト 原本 必須 V 1 手引 P27/36-38 2 第1号様式 助成金交付申請書 原本 必須 Q&A 202 3 参考様式1 実施計画書 原本 必須 手引 P27/39 V 4 参考様式2 費用総括表 原本 必須 手引 P27/40-41 V 手引 P27/42-43 5 参考様式3 費用明細書 ※1 原本 必須 d 助成対象経費の積算に関する根 コピー 6 自由 必須 手引 P27 V 拠書類(見積書等) 7 手引 P28·47 コピー V 自由 平面図 必須 コピー 8 自由 姿図 必須 手引 P28 V 手引 P28 9 自由 建物の登記事項証明書 ※2 原本 必須 V Q&A 418 · 419 申請者の実在を証明するものを一 ※3 住民票:原本 運転免許証等:コピ-10 自由 必須 手引 P29 V つ提出 リース事業者の実在を証明するも 該当者 手引 P30 11 自由 ※3 原本 Q&A 501-506 のみ 住民税に係る納税証明書 原本※直近1か年分 手引 P30 平成30年度(平成29 12 自由 必須 7 (課税証明書は不可) Q&A 414-418 リース事業者の納税したことを証明 原本 ※直近1 該当者 13 自由 手引 P30 するもの(納税証明書) か年分 のみ 該当者 コピー 自由 管理組合総会の議案書及び議事録 14 のみ 該当者 コピー 15 自由 リース契約書(案) 手引 P31 П のみ 該当者 リース料金計算書 16 参考様式4 原本 手引 P31·44 П のみ 該当者 コピー 17 自由 支払委託契約書(案) 手引 P31 のみ 個別クレジット契約による助成金に 該当者 18 参考様式5 原本 手引 P31・45 マ のみ 関する取決書 参考様式6 交付要件等確認書 原本 19 必須 手引 P31·46 該当者 V 20 自由 その他公社が必要と認める書類 原本/コピー DZ

- ※1 改修する対象製品に対応する費用明細書を全て提出すること。
- ※2 申請日から3か月以内のものとする。申請者が管理組合の場合は、建物の区分所有者であることがわかること。
- ※3 申請日から3か月以内の(運転免許証を除く)ものとする。申請者が法人である場合は、商業登記の現在事項証明書、商業登記の履歴事項証明書、法人印の印鑑登録証明書のいずれか原本を提出すること。
- ※4 納税していない方(非課税者)は、非課税証明書を提出すること。
- ※ 原本とは、公的機関で発行されたもので、発行機関の公印が押印されたものを指す。インターネットで個人的にプリントアウトしたものは不可。 (日本工業規格A列4番)





(第三面) **【集合(全体)】** 

内容を必ずご確認ください。

暴力団排除に関する誓約事項

平成〇〇年 〇〇月 〇 日

書類の作成日を記入してください。

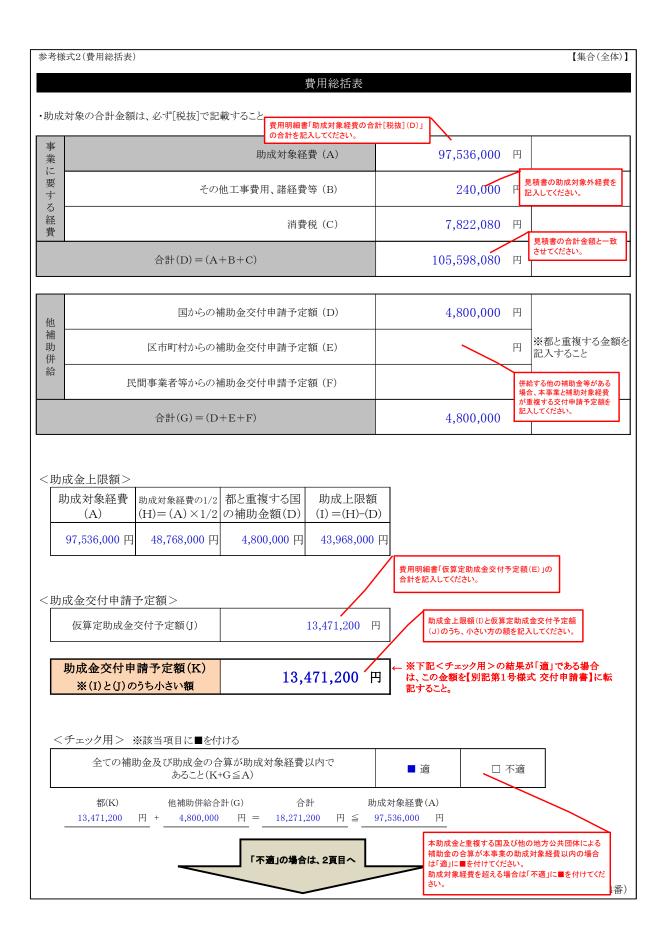
既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第7条の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱第3条に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、交付要綱第24条の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消 しを受けた場合において、交付要綱第25条に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じる ことを誓約いたします。

あわせて、貴公社理事長又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

- \* この誓約書における「暴力団員等」とは、次に掲げる者をいう。
  - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
  - ・ 暴力団員を雇用している者
  - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
  - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

参考様式1	(実施計画書)		高断熱窓を設置ての情報を記入	する集合住宅についしてください。
			実施計画書	
<b>※</b> □の	箇所は、該当項目に■	を付ける		
1 申請	<b>青者</b>	氏 名	エコシティ新宿管理組合	理事長 地球 三郎
		所 有 者		管理組合の代表者(非法人)   法人(買取再販事業者を含む)
		も利用しない場合に 7不要です。		「払委託・個別クレジットを利用する場 ↑は、共同申請になりません。
2 リー	-ス等の形態	·····································	□ リース利用 □ 支払委託	□ 個別クレジット
3 住气	宅の概要	住宅区分	■ 集合住宅(全体)[所有] □ 集合住宅(	全体)[賃貸] □ 集合住宅(全体)[転売]
		築 年 数	年	
		棟 数	棟	
		総戸数	戸	
		改修する戸数		
	る全ての改修方法にでたれてください。	工法	□ 木造(軸組工法) □ 木造(枠紙 ■ SRC造 □ その他(	且壁工法) □ S造 □ RC造 )
4 改作	多工法		ガラスの交換	窓
		■ ガラス交換	□ カバー工法 □ 建具交換 □ ダ	外窓の交換 □ 内窓の取付
	り補助金への申請状況 4の補助金に応募(申請		ョ請予定の場合はその補助金の名称を必ず <b>言</b>	己入すること。
1	事 業 名	平成〇〇年	F度 高性能建材による住宅の断熱リフォー	支 併給する他の補助金がある(予定 を含む)場合は、記入してください。
	実施団体等名	一般社団沒	<b>上人環境共創イニシアチブ</b>	2107-90110(1107/00(1/200))
	補助金交付額(予定	(1)	4,800,000 円	
2	事 業 名			
	実施団体等名			
	補助金交付額(予定	()	円	
3	事 業 名			
	実施団体等名			
	補助金交付額(予定	()	円	
4	事 業 名			
	実施団体等名			
	補助金交付額(予定	:)	円	
'				(日本工業規格A列4番)



## ※「不適」となった場合

<チェック用>の結果が「不適」となった場合は、2この頁 も併せて提出してください。(「適」の場合は、不要です。)

※100円未満切り捨て

# ※8列タイプもバボいます。

参考様式3(	参考様式3(費用明細書)						[集合(全体)]
			費用明細書	細書	作百々イプ別に	情報を記入してください	
(注1) 各工 (注2) 窓番	L法ごとに税抜で費用明細書を作成すること。 客号、ガラス番号は平面図との整合性をとり記 で書し、フェイ・キ・ボー・サームの	各工法ごとに税抜で費用明細書を作成すること。(工事費を工法ごとに分けていない場合は、按分等を行い調整すること。) 密番号、ガラス番号は平面図との整合性をとり記入すること。(ただし、カバー工法・外窓・内窓の場合、ガラス番号の記入は不要。) # アポモン・フェーキ・ジェーギ・4 ぬ・1 ***********************************	安分等を行い調整すること。) の場合、ガラス番号の記入はごいます。 エス・コー	不要。)	ロアタイノがに ※住戸タイプの	エアシイノがに開発を記入しているが。 ※住戸タイプの枠が足りないは、シートをコピーして記入してください。	ピーして記入してください。
	イを言うでいる。	夢日  よおサイス、カノス弦・年兵文成の参日	行よガンヘサイトを記入り のし	۵۱			
<住戸タイ、	<住戸タイプごとに申請予定額を算出>			作百々イプな	年 ロタイプを記 スーアイださい		
			中事	TEL 2112	י שרעים בעורכםº		
	住戸タイプ		4	A	В	C	D
	住戸数		32	8	8	8	8
		ガラス交換	12,192,000	1,900,000	3,860,000	2,204,000	4,228,000
<u> </u>	エアインがにもならずんのこののの成対象経費を記入してくださ	Aしてくださ カバーエ形				住戸タイプ別の住戸数を記入	主戸数を記入
—————————————————————————————————————	ημ. Δο 247 TT CT TO	建具交换				してください。	
上 洲 4	<b>则成为</b> 教胜其	外窓の交換					
		内窓の取付					
3 倒 8		助成対象経費の合計[税抜] (A)	12,192,000	1,900,000	3,860,000	2,204,000	4,228,000
	助成率の計算(B) ((A	((A)/6)※100円未満切り捨て	2,031,800	316,600	643,300	367,300	704,600
	単住戸別 仮算定助成金交付予定額(C)	) ((B)と上限額50万円のいずれか低い方。)	1,683,900	316,600	500,000	367,300	500,000
	仮算定助成金交付予定額(E) ((C)×住戸数)	) ((C)×住戸数)	13,471,200	2,532,800	4,000,000	2,938,400	4,000,000
和		ガラス交換	97,536,000	15,200,000	30,880,000	17,632,000	33,824,000
正女		カバー工法					
<b>≻</b>	用品茶鱼绞鹿	建具交换					
) -U	文は多い文化	外窓の取付					
<b>8</b> 会		内窓の交換					
類		助成対象経費の合計[税抜](D)	97,536,000	15,200,000	30,880,000	17,632,000	33,824,000

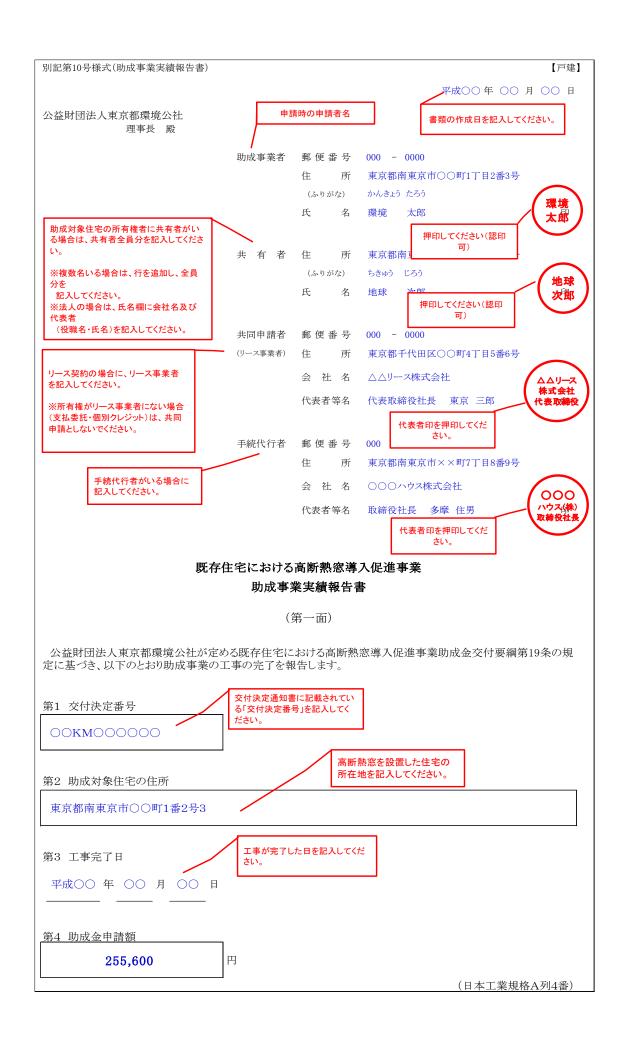
改修	ガラス交換	建具交換				<b>とと</b> な巨型		<	ナンタロナ		Д			ر			-	
法	】 カバー工法	: 一 一 外窓の取付	277   277 4 70		[:	エアクイノ		4			Q			: :			2	
			- 別成対象となる材料費を記	が科費を記入してください。	<u>^</u> څ			$\rightarrow$			$\rightarrow$		改修工汽	もごと、住	改修工法ごと、住戸タイプ別に情報を記入してください。	に情報を	を記入し	てください。
						材料費	滑						※行が5	<b><b>Eりない</b>に</b>	※行が足りないは、複数枚に跨っても構いません。	-路って	も構いま	せん。
窓 <i>扩</i> 番号 番	ガラス SII登録型番番号	番  メーカー名	製品名	サイズ (mm) 幅 (W) ×高さ (H)	面積 (m²)	材料単価 (円)	数量	面積 (m³)	金額(円)	数量	面積 (㎡)	金額(円)	数量	面積 (m²)	金額(円)	数量	面積 (m²)	金額(円)
W1 (		17 △△株式会社	$\bigcirc \bullet \lor \lor$	$1,820 \times 2,030 =$	3.69	162,000	4	14.78	648,000	8	29.56	1,296,000						
W1 (	© W000M1Y	1.Y △△株式会社	0•0	$1,820 \times 1,640 =$	2.98	148,000	4	11.94	592,000	∞	23.88	1,184,000						
W2 (	① W000P01	1/ △△株式会社	0•00	640 × 770 =	0.49	48,000	4	1.97	192,000		<i> </i>							
W3 (	① W000P01Y	17 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	0	1,230 × 970 =	1.19	72,000	4	4.77	288,000		· 公	必ず税抜金額を記入	き記入					
W4 (	① W000P01Y	1Y A SIIで登録されている8桁の	. 28桁の	1,615 × 1,200 =	1.94	98,000		$\prod$		8	ב ב ב	してください。						
W5	① W000P01Y	17 番号を記入してください。	ださい。	515 × 1,200 =	0.62	52,000		面積は、小数点第智・コープングボン	面積は、小数点第2位まで記す。	8	4.94	416,000						
) 9M	W000P01Y	17 △△株式会社	0.00	$2,000 \times 2,030 =$	4.06	188,000		ראנטי	<u> </u>	Ĺ			4	16.24	752,000	∞	32.48	1,504,000
) 9M	② 窓番号	窓番号・ガラス番号は、平面図との整合	10整合	000 0 > 000 0	4 00	162,000							4	16.24	648,000	8	32.48	1,296,000
W7 (	性がと	性がとれるように記入してください。			合は窓サ	イズ、1,000							4	00.9	336,000			
W7 (	② (※カラス番号) (※カラスモン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7.4番号は、カフス交換・%のみ・)		ガラス交換・建具交換の場合はガラスサイ ずを討 ス ! エイゼン、	はガラス	5,000							4	4.80	288,000			
) 8M	TIONOOON (I)	17   △△株式会社		الدين د يندود.ه		000,										8	9.72	260,000
W8 (0	② W000P01Y	17 △△株式会社	0•0	1,000 × 1,600 =	1.60	86,000										∞	12.80	000'889
				×														
				×														
					住戸	住戸タイプ別 小計	16	33	1,720,000	32	74	3,680,000	16	43	2,024,000	32	87	4,048,000
					•	工事費	華											
		Ĥ	工事内容			工事単価(田)	数量	単位	金額(円)	数量	単位	金額(円)	数量	単位	金額(円)	数量	単位	金額(円)
窓取付費				\ 		160,000	1	私	160,000	1	私	160,000	-1	私	160,000	1	私	160,000
運搬費	電車 機関 を	高断熱窓の改修に必要な経費の内、助成対象となる工事費を記入してください。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	の内、助成対象となって、サッツ枠等の材料	るエ * * * * *		20,000	П	##	20,000	1	私	20,000	1	<del>1</del> 4	20,000	1	<del>1</del> 4	20,000
	# H H H H H H H H H H H H H H H H H H H	は工事質に記入してください。)																
					作目人	住口タイプ別 小計			000 081			000 081			000 081			180 000
					H	ווויני ניני /ויי	]	7		1				7	111			
				はないから日日子子を日日かられて	4 50 華人	THE PARTY AND	_				00000			000	9		000	עער

申請者は、本助成金の事業内容を全で承知の上で、公益財団法人東京都環境公社(以下	参考様式6(確認書)			【集合	今(全体)】
交付中商について 申請者は、本助産金の事業内容を全て承知の上で、公益財団法人東京都環境公社(以下 報告すると。 なお、提出された申请審金公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合から と行うこと。 また、申請者は、申請する場合とで(既存)の管理総合の代表者である。  □ □ 申請者は、申請する場合とで(既存)の管理総合の代表者である。 □ □ □ 申請者は、申請する場合にで(既存)の管理総合の代表者である。 □ □ □ 申請者は、申請する場合にで(既存)の管理総合の代表者である。 □ □ □ 申請者は、申請する場合にで(既存)の管理総合の代表者である。 □ □ □ □ 申請者は、申請する場合にで(既存)の原理総合の代表者である。 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	主くの項目を唯心の工、				
(政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政府・政	チェックしてください。	父何安件号	号唯認 <del>書</del>	山地土	<b>北</b> 日山徳孝
申請者は、本助成金の事業的答を企業列の上で、公益財団法人共活都環境公在以下 は、	1 交付申請について		サロウ達 本格 パンパ 担合け 「中	確認欄	
なお、提出された申請書を公社が蓄食した結果、助成金の交付対象にならない場合がある。  また、申請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請者をコピーし、終えておくこと。  ・ 地成・単請者(手続代行者がいる場合は手続代行者も含む)は、提出前に必ず申請者をコピーし、終えておくこと。  ・ 地域・		承知の上で、公益財団法人東京都環	境公社(以下 請者確認欄」のみチェックしてくだ		
また、申請者(手統代行者がいる場合は手統代行者も含む)は、提出前に必ず申請者をつビーし、控えておくこと。  型 助成事業者の資格 ※該当する項目にのみチェックすること(必ずいずれかにチェックすること) 申請者は、申請する集合住宅(既存)の管理組合の代表者である。  □ □ □ 申請者は、申請する集合住宅(既存)の所有者である。  □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	なお、提出された申請書を公社が審査し	た結果、助成金の交付対象にならな		, <u>v</u>	
申請者は、申請する集合住宅(既存)の管理組合の代表者である。  申請者は、申請する集合住宅(既存)の所有者である。  □ □  3 工事消貨契約及び工事期間について ※該当する項目にのみチェックすること 申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要網第4条第2項第一号ただし書 に該当する。  交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了解している。  管理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  ■ 個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  ・ 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  ・ 申請者の部分事業の仕様について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が根なわれないように適切に施工される住宅 ・ かまとを確認している。  メ □  対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 を下後の保守や保証等、効的財産権等を会社は採証しないこと及び方一、前記に関する紛争等が起きても、会社は関与しない ・ 交付決定にかいて 本事業が、必ず採収されるものではないことを理解し、了承している。  ・ 対外決定といいて  本事業が、必ず採収されるものではないことを理解し、了承している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、「対している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、「対している。  ・ 対応率などの財務の能力で表る。  ・ □  ・ 対応率などの対称等の能力である。  ・ □  ・ 対応率などの対称等の能力である。  ・ □  ・ 対応する場合のみチェックすること	を行うこと。 また、申請者(手続代行者がいる場合は	手続代行者も含む)は、提出前に必 <sup>-</sup>	ず申請者をコピーし、控えておくこと。		
申請者は、申請する集合住宅(既存)の管理組合の代表者である。  申請者は、申請する集合住宅(既存)の所有者である。  □ □  3 工事消貨契約及び工事期間について ※該当する項目にのみチェックすること 申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要網第4条第2項第一号ただし書 に該当する。  交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了解している。  管理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  ■ 個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  ・ 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  ・ 申請者の部分事業の仕様について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が根なわれないように適切に施工される住宅 ・ かまとを確認している。  メ □  対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 を下後の保守や保証等、効的財産権等を会社は採証しないこと及び方一、前記に関する紛争等が起きても、会社は関与しない ・ 交付決定にかいて 本事業が、必ず採収されるものではないことを理解し、了承している。  ・ 対外決定といいて  本事業が、必ず採収されるものではないことを理解し、了承している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、「対している。  ・ 対応率及び助成金の上限額について理解し、「対している。  ・ 対応率などの財務の能力で表る。  ・ □  ・ 対応率などの対称等の能力である。  ・ □  ・ 対応率などの対称等の能力である。  ・ □  ・ 対応する場合のみチェックすること					.1
申請者は、申請する集合住宅(既存)の所有者である。  □□□ 3 工事請負契約及び工事期間について ※該当する項目にのみチェックすること 申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要綱第4条第2項第一号ただし書 「窓該当する。  交付決定以降、契約・工事者工することを理解し、了解している。  管理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  □□ 4 個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  □□□  ・ 申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  □□□  ・ 申請者と対象製品の仕様について 一般社団法人環境を創化ニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅 であることを確認している。  対象製品及び工事に回、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 でで後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない とと理解し、了承している。  ・ 交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  ・ 受付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  ・ 受付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  ・ 受付決定は助成金を付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  ・ 財成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・ 財成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・ 申請者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。			にチェックすること)		T
3 工事請負契約及び工事期間について ※該当する項目にのみチェックすること 申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要綱第4条第2項第一号ただし書  交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、丁解している。  管理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  は 個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  ・ 申請書及び派付書類一式について 申請書及び派付書類一式について 申請書及が派付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  ・ 申請者とが動け書類一式について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住を であることを確認している。  対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 でおで後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない とを理解し、丁承している。  ・ 交付決定にかいて 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、丁承している。  ・ 文付決定に助成金額を決定しているものではないことを理解し、丁承している。  ・ 財成率及び助成金の上限額について理解し、丁承している。  ・ 財成率及び助成金の上限額について理解し、丁孫している。  ・ 財成率及び助成金の上限額について理解し、丁孫している。  ・ 財成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・ 財成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・ 対している。  ・ 対しないる。  ・ 対しないる。  ・ 対している。  ・ 対しないる。  ・ 対しないる。  ・ 対しないる。	申請者は、申請する集合住宅(既存)の行	管理組合の代表者である。 			
申請時点において、助成対象工事及び関連工事の契約・着工は行っていない、又は、交付要綱第4条第2項第一号ただし書に設当する。  交付決定以降、契約・工事者工することを理解し、丁解している。  信理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  【個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、丁解している。  中請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  【申請する対象製品の仕様について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住を であることを確認している。  、中般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住を であることを確認している。  「本事業が、人事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入にて後の保守や保証等、知的財産締等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、丁承している。  「交付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、丁承している。  「文付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、丁承している。  「財本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、丁承している。  「対する対する場所を発見している。  「財本事業が、必ず採択が、必ずが、対する場合のみチェックすること	申請者は、申請する集合住宅(既存)の原	所有者である。 			
※に該当する。  交付決定以降、契約・工事着工することを理解し、了解している。  管理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  は個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  ・申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  ・申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅  ・おることを確認している。  ・対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入  ・活で後の保予や保証等、知的財産維等を公社は保証しないこと及び方一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない  ・とを理解し、アましている。  ・グ付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、アましている。  ・財成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・財成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ・財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・対象事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・対象事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・対象事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・対象事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ・対象事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。	3 工事請負契約及び工事期間について	※該当する項目にのみチェックする	ے کا		
学の理解合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  「個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。 「申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 「申請者及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 「申請者及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 「申請する対象製品の仕様について 一般社団法人環境共創イニンアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。 「申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入を7後の保予や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないとと理解し、了承している。 「交付決定について本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。 「交付決定について本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。 「対しましていていている。」 「財地調査及び取材等の協力 公社が助成金変付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 」 「財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 「単しまれた行う取材等に協力できる。 「単しまれた行う取材等に協力できる。」 「申続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること			、又は、交付要綱第4条第2項第一号ただし	≛ 🗸	
管理組合が申請する場合、改修箇所が管理規約等で共用部であることが確認できる。  【図人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  「申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  「申請する対象製品の仕様について 一般社団法人環境共創イニンアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  「対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入た了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、丁承している。  「交付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、丁承している。  「交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、丁承している。  」  助成率及び助成金の上限額について理解し、丁解している。  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」	きに該当する。				
# 個人情報の利用目的について 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  「申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について 申請者及び添付書類一式について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅 「あることを確認している。  「申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 た了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない とを理解し、丁承している。  「交付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、丁承している。 」「 安付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、丁承している。 」「 助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。 」「 助成率及び助成金を付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 」「 助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 」「 申請者及び取材等の協力  公社が明成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 」「 申請者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 」「 申請者及び取材等の協力  公社が明成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 」「 申請者及び取材等の協力  公社が明成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 」「 申請者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 」「 申請者を表示して、※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	交付決定以降、契約・工事着工することを	を理解し、了解している。 			
本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  「申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  「申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  「申請する対象製品の仕様について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  「中級社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  「中級社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であるとを確認している。  「中級社団法人環境といいをに関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入ことで後の実や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び方一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、了承している。  「中級付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  「中級社会の財政を登録を決定しているものではないことを理解し、了承している。  「中級社会の財政を登録を決定しているものではないことを理解し、了承している。  「中級社会の財政を受けの確定のために現地調査を行う際、協力する。  「中級社が財政を受けの確定のために現地調査を行う際、協力する。  「中級社が行う取材等の協力 公社が明成を受けの確定のために現地調査を行う際、協力する。  「中級社が行る場合のみチェックすること	管理組合が申請する場合、改修箇所が行	管理規約等で共用部であることが確認 	恩できる。	₫	
本事業における個人情報の利用目的について理解し、了解している。  「申請書及び添付書類一式について 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  「申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  「申請する対象製品の仕様について 一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  「中級社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  「中級社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であるとを確認している。  「中級社団法人環境といいをに関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入ことで後の実や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び方一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、了承している。  「中級付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  「中級社会の財政を登録を決定しているものではないことを理解し、了承している。  「中級社会の財政を登録を決定しているものではないことを理解し、了承している。  「中級社会の財政を受けの確定のために現地調査を行う際、協力する。  「中級社が財政を受けの確定のために現地調査を行う際、協力する。  「中級社が行う取材等の協力 公社が明成を受けの確定のために現地調査を行う際、協力する。  「中級社が行る場合のみチェックすること	4 個人情報の利用目的について				
申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  □ □ 申請書及び添付書類一式について  一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  □ □ 対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入を了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、了承している。  □ □ ▽ 交付決定について  本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  □ □ 財成率及び助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  □ □ 財成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  □ □ □ 財成事及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  □ □ □ 財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。				€	
申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。  □ □ 申請書及び添付書類一式について  一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。  □ □ 対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入を了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、了承している。  □ □ ▽ 交付決定について  本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  □ □ 財成率及び助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  □ □ 財成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  □ □ □ 財成事及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  □ □ □ 財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。					.1
5 申請する対象製品の仕様について  一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅 であることを確認している。  対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 完了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない ことを理解し、了承している。  「交付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。 「文付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。 「財成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。 「財成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。 「財成事及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 「財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 「財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 「財政事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。 「対策代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	5 申請提出書類一式について				Т
一般社団法人環境共創イニシアチブに登録された対象製品を導入し、その性能が損なわれないように適切に施工される住宅であることを確認している。 対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 完了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しないことを理解し、了承している。  「交付決定について本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。 「交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。 「成分決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。 「成分決定は助成金の上限額について理解し、了解している。 「成社が助成金の上限額について理解し、了解している。 「成社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 「成社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 「成社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 「成社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。 「成社が行う取材等に協力できる。 「成社が行う取材等に協力できる。 「成社が行う取材等に協力できる。 「成社が行う取材等に協力できる。 「成社が行う取材等に協力できる。 「成社が行う取材等に協力できる。 「成社が行う取材等に協力できる。	申請書及び添付書類一式について責任	を持ち、虚偽、不正の記載が一切ない 	いことを確認している。 		
であることを確認している。  対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 完了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない とを理解し、了承している。  「交付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  「交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  」  助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  」  」  」  3 現地調査及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」	6 申請する対象製品の仕様について				
であることを確認している。  対象製品及び工事に関し、申請者又は共同申請者と、施工業者との契約、施工、製品等の品質・性能、燃料等の調達、導入 完了後の保守や保証等、知的財産権等を公社は保証しないこと及び万一、前記に関する紛争等が起きても、公社は関与しない ことを理解し、了承している。  「交付決定について 本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  「交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  」  助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」  」				包	
一			- 工 割口なっ口所 歴史 歴史はっ細法 道:	_	
<ul> <li>7 交付決定について</li> <li>本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。</li> <li>・ 交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。</li> <li>・ 助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。</li> <li>・ 3 現地調査及び取材等の協力</li> <li>・ 公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。</li> <li>・ 助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。</li> <li>・ 手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること</li> </ul>	完了後の保守や保証等、知的財産権等を				
本事業が、必ず採択されるものではないことを理解し、了承している。  交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  現地調査及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  事続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	ことを理解し、了承している。				
交付決定は助成金額を決定しているものではないことを理解し、了承している。  助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  現地調査及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  事続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	7 交付決定について				
助成率及び助成金の上限額について理解し、了解している。  ② □ □  ③ 現地調査及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  □ □ □ 助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  ② □ □ 手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	本事業が、必ず採択されるものではない	ことを理解し、了承している。		<b>₫</b>	
3 現地調査及び取材等の協力  公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  「  事続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	交付決定は助成金額を決定しているもの		0	<b>₫</b>	
公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  □  助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  □  手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること	助成率及び助成金の上限額について理			<b>☑</b>	
公社が助成金交付の確定のために現地調査を行う際、協力する。  □  助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  □  手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること					
助成事業者となった際に、公社が行う取材等に協力できる。  「「「「」」  手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること		調本な行る際 切力する			
) 手続代行者について ※手続代行を他者へ依頼する場合のみチェックすること					_
,	切成争乗有となった際に、公社が打り取り	付 寺に 肠力できる。 			
手続代行者が交付要綱及び手引の要件を満たしていることを確認している。	9 手続代行者について ※手続代行を他	也者へ依頼する場合のみチェックする	ع		
	手続代行者が交付要綱及び手引の要件	<b>を満たしていることを確認している。</b>		<b>₫</b>	
申請者、共同申請者及び手続代行者はお互いに連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努める。	申請者、共同申請者及び手続代行者は	お互いに連携を図り、事業が円滑に	推進できるよう努める。	<b>₫</b>	
公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合がある。  ☑ □	公社が発行する各種書類が、申請者又は	ー は共同申請者へ通知されたことを公社	土は手続代行者へも連絡する場合がある。	<b>☑</b>	
署名は、必ず手書きで記入	以上の内容に相違ないことを確認しました。		署名は、必	ず手書きで記入	П
必ず、申請者ご本人(交付申請書と同一人)が署名 平成○○ 年 ○○ 月 ○ 日 してください。		いが署名 単成○○年	()() B () H		
※手続代行者の代筆不可。 申請者氏名 エコシティ新宿管理組合 理事長 地球 三郎 GP	※手続代行者の代筆不可。	申請者氏名	エコシティ新宿管理組合 理事長	地球 三郎 _	
共同申請者氏名は、代用者又は連絡先担当者名を署名 非法人となる管理組合が申請する場合は、管理組合の	共同申請者氏名は、代用者又は連絡先担				
の上、捺印してください。 共同申請者氏名  中と理事長個人の印(認印可)の両方を捺印してください。					印

# 5.4 実績報告書【戸建住宅】

	既存住宅における高断熱窓導入促進事業助成金 提出書類チェックリスト										
	工事完了日、工事費支払日又は他助成金確定日、いずれか遅い日より30日以内に公社必着										
	助成事業者名を 記入してください。										
	共同申請者名	△△リース株式会社		共同申請者又は	は手続代行者がいる	場合は、該					
	手続代行者名	○○○ハウス株式会社		当欄に会社名	を記入してください	٥					
	申請建物の形態	戸建住宅	中語に必要が提	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	■にチェックを入わっ	てください					
◆技	◆提出書類にある 必須:提出必須 該当者のみ:該当する申請者の □ 該当欄にチェックを入れてください。										
No	様式	書類名	提出形態	提出 書類	参考資料	提出書類チェック欄					
1	本紙	提出書類チェックリスト	原本	必須	ı						
2	第10号様式	助成事業実績報告書	原本	必須	手引 P32						
3	自由	助成事業に係る工事請負契約書 ※1	コピー	必須	手引 P32						
4	自由	助成事業に係る領収書 ※2	コピー	必須	手引 P32						
5	_	国及び他の地方公共団体による 補助金の交付額確定通知書	コピー	該当者のみ	手引 P32						
6	自由	工事(施工前・施工後)の写真 ※3	原本	必須	手引 P32·33						
7	自由	リース契約書	コピー	該当者のみ	手引 P33						
8	自由	支払委託契約書	コピー	該当者のみ	手引 P33						
9	自由	個別クレジット契約書・支払明細書	コピー	該当者のみ	手引 P33						
10	自由	その他公社が必要と認める書類	原本、若しくはコピー	該当者のみ	手引 P33						
<b>*</b> 1	※1 請負契約日が交付決定日以降の契約書類であること										

- ※1・2 領収書に印紙・割印がないものは不可。
- ※2 見積書・契約書・領収書の契約者名・金額は同一であること。
- ※3 改修した全ての窓の施工前・施工後写真(室内より撮影)を必ず提出すること。



(第二面)

【戸建】

第5 他の補助金等に関する情報

事業名	交付業務等実施団体名	補助金等交付額
住宅ストック循環支援事業	住宅ストック循環支援事業事務 局	228,000 円
		円
		円
		Н

#### 第6 申請者連絡先

電話番号	(	123	)	4567	-	8910	E-mail		kankyou1	.23	@	green.b	obb.ne.jp
FAX番号	(	123	)	4567	-	8910	緊急連絡先 (携帯等)	(	090	)	1234	-	5678

#### 第7 共同申請者 担当者連絡先



第8 手続代	行者連絡先			手続代行者に依頼している場合に、確実に対応できる実務担当者の連絡先を記入してくださ				
<u>^</u> →1. <i>5</i> 2		~ <del>                                     </del>	所属	設計部				
会社名	○○○ハウン	人株式会任	担当者名	多摩 一郎				
N	〒 000							
住 所	東京	都 <b>①</b> 南東京	<sup>††</sup> ××町7 <sup>−</sup>	丁目8番9号				
電話番号	( 012	) 2222 – 111	1 E-mail	tama999 @	reuse.bbb.ne.jp			
FAX番号	( 012	) 2222 - 111	2 緊急連絡先 (携帯等)	( 080 ) 1111	- 2222			

## 【クレジット払いを利用した場合の領収書<作成例>】

クレジット契約等を利用した場合も領収書が必要となります。

- ※書式は特に指定しませんが、作成例に記載された内容を必ず含めたものとしてください。
- ※施工業者が作成したものに限ります。

00 00	御中	書類の作成日を 記入してください。	成○○年○○月○○日
顧客名を記入してください	高断熱窓改修に	関する代金領収書	社印又は代表者印のいず れかを捺印してください。
	工業者の会社名等を入してください。	東京都〇〇市〇〇 株式会社〇〇〇コ 代表取締役 勇	生き合せつ

次の顧客の高断熱窓の改修に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客の クレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する高断熱窓の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

#### 1. 顧客

氏 名	
住所	(何)
施工場所	

## 2. 改修工事内容(契約金額内訳)

品名	数量	単位	単価	金額
合 計	_		_	

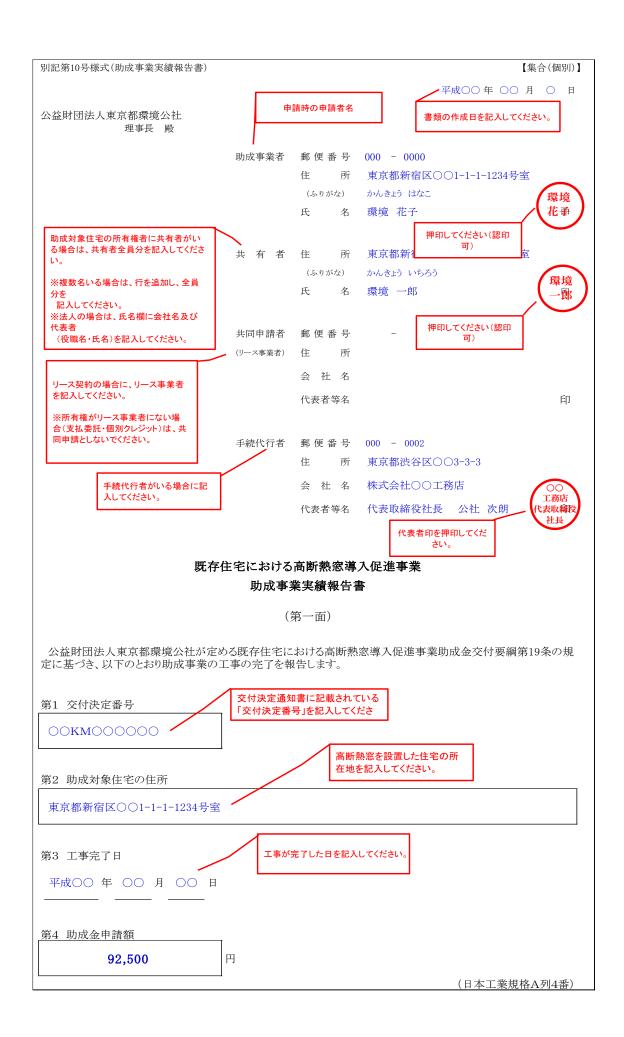
## 3. 受領代金

費目		入金(受領)日		
現金	金	F	9	年 月 日
クレジット (クレジット会社名: 株式会社○○○クレジット )	金	000,000 F	9	平成〇〇 年 〇 月 〇 日
その他 ( )	金	F	9	年 月 日
合 計	金	000,000 F	9	

# 5.5 実績報告書【集合住宅(個別)】

		既存住宅における高断熱窓導	<b>享入促進事業助成金</b>										
		提出書類	チェックリスト										
	工事完了日	、工事費支払日又は他助成金確認	定日、いずれか遅い	日より30	日以内に公社	土必着							
	助成事業者名 環境 太郎 助成事業者名を 記入してください。												
	共同申請者名	共同申請者名 △△リース株式会社 共同申請者又は手続代行者がいる場合は、該											
	手続代行者名 ○○○ハウス株式会社 当欄に会社名を記入してください。												
	申請建物の形態	集合住宅(個別)				- 4 (4)							
◆技	申請に必要な提出 該当欄にチェックを入れてください。 ◆提出書類にある 必須:提出必須 該当者のみ:該当する申請者のみ												
No	様式	書類名	提出形態	· 提出 書類	参考資料	提出書類 チェック欄							
1	本紙	提出書類チェックリスト	原本	必須		<b>Y</b>							
2	第10号様式	助成事業実績報告書	原本	必須	手引 P32	<b>A</b>							
3	自由	助成事業に係る工事請負契約書 ※1	コピー	必須	手引 P32	<b>V</b>							
4	自由	助成事業に係る領収書 ※2	コピー	必須	手引 P32	<b>✓</b>							
5	1	国及び他の地方公共団体による 補助金の交付額確定通知書	コピー	該当者のみ	手引 P32								
6	自由	工事(施工前・施工後)の写真 ※3	原本	必須	手引 P32·33	<b>Y</b>							
7	自由	リース契約書	コピー	該当者のみ	手引 P33								
8	自由	支払委託契約書	コピー	該当者のみ	手引 P33								
9	自由	個別クレジット契約書・支払明細書	コピー	該当者のみ	手引 P33								
10	自由	その他公社が必要と認める書類	原本、若しくはコピー	該当者のみ	手引 P33								

- ※1 請負契約日が交付決定日以降の契約書類であること。
- ※1・2 領収書に印紙・割印がないものは不可。
- ※2 見積書・契約書・領収書の契約者名・金額は同一であること。
- ※3 改修した全ての窓の施工前・施工後写真(室内より撮影)を必ず提出すること。



【集合(個別)】

(第二面)

## 第5 他の補助金等に関する情報

事業名	交付業務等実施団体名	補助金等交付額
平成○○年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	一般社団法人環境共創イニシ アチブ	185,140 円
○○区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入 補助金制度	OOK	100,000 円
		円
		円

## 第6 助成事業者連絡先

電話番号	(	123	)	4567	_	8910	E-mail		kankyou123	(	@	green	.bbb.ne.jp
FAX番号	(	123	)	4567	_	8910	緊急連絡先 (携帯等)	(	090 )		1234	-	5678

## 第7 共同申請者 担当者連絡先

	#17 E 7— 1 E (C/F/C)						
会社名	△△リース株式会社	所 属	営業部				
云江泊		担当者名	東京 五郎				
/)r	₸ 000 — 0000						
住 所	東京 道 千代田 <b>(</b>	00町4-	丁目5番6号				
電話番号	( 019 ) 8765 - 4321	E-mail	tokyo555 @ cnet.bbb.ne.jp				
FAX番号	( 019 ) 8765 - 4322	緊急連絡先 (携帯等)	( 090 ) 5678 - 1234				

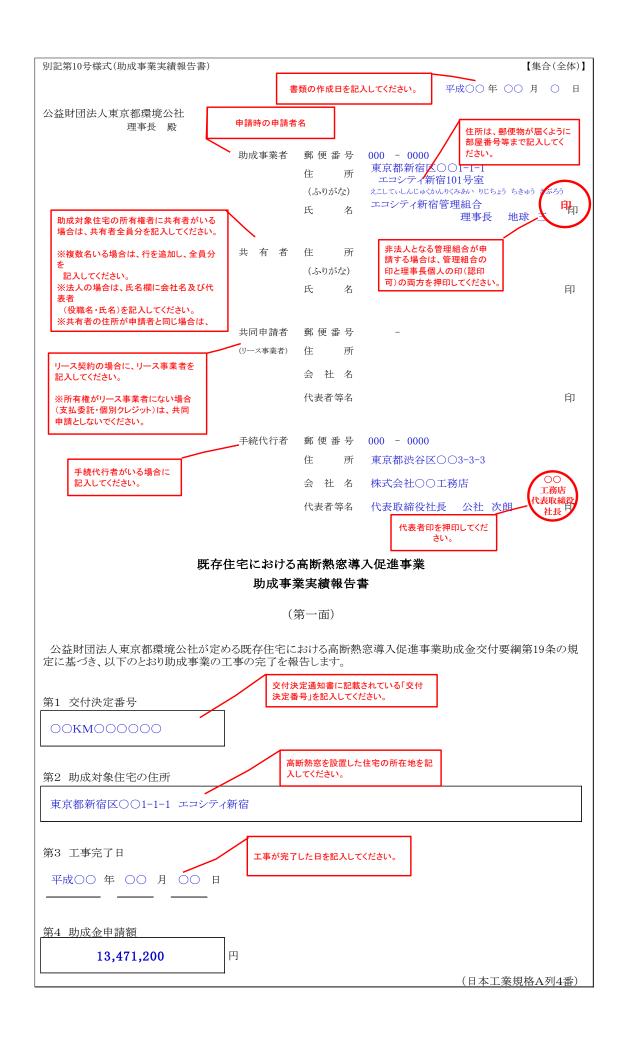
## 第8 手続代行者連絡先

会社名	₩: -:	* <u>~</u> *\	<b>↑</b> + 3	%rt:			所 属	リフ	オーム事	業部			
云征石	林山	株式会社○○工務店				担当者名	渋谷 三郎						
	₹	000		<b>—</b> 00	002								
住 所		東京		<b>前道</b> 苻県	渋名	· 市町	<b>D</b>	3					
電話番号	(	03	)	0000	_	0004	E-mail		shibuya		@	ccc	cc.jp
FAX番号	(	03	)	0000	-	0005	緊急連絡先 (携帯等)	(	090	)	0000	-	0004

# 5.6 実績報告書【集合住宅(全体)】

		既存住宅における高断熱窓	客違	享入促進事業助成金				
		提出書類	Ð	チェックリスト				
	工事完了日	、工事費支払日又は他助成金研		<u> </u>	ハ日	より30	日以内に公社	土必着
	助成事業者名	T四.15亿 上.617		事未有石を てください。				
	共同申請者名						は手続代行者がいる	
	手続代行者名	〇〇〇ハウス株式会社			当欄	に会社名	を記入してください	>
	申請建物の形態	集合住宅(全体)		申請に必要な	提出	該出棉	にチェックを入れて	てください
◆技	是出書類にある	か 必須:提出必須 該当者のみ:該当す	る	申請者の一級ロルンタ	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	ac a in	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
No	様式	書類名		提出形態		提出書類	参考資料	提出書類チェック欄
1	本紙	提出書類チェックリスト		原本		必須	-	<b>A</b>
2	第10号様式	助成事業実績報告書		原本		必須	手引 P32	7
3	自由	助成事業に係る工事請負契約書う	<b>%</b> 1	コピー		必須	手引 P32	<b>Y</b>
4	自由	助成事業に係る領収書	<b>X</b> 2	コピー		必須	手引 P32	<b>Y</b>
5	-	国及び他の地方公共団体による 補助金の交付額確定通知書		コピー	Ē	該当者 のみ	手引 P32	
6	自由	工事(施工前・施工後)の写真 >	<b>%</b> 3	原本		必須	手引 P32·33	<b>A</b>
7	自由	出荷証明書等		原本		必須	手引 P32	7
8	自由	リース契約書		コピー	F	亥当者 のみ	手引 P33	
9	自由	支払委託契約書		コピー	Ē	亥当者 のみ	手引 P33	
10	自由	個別クレジット契約書・支払明細書		コピー	Ē	該当者 のみ	手引 P33	
11	自由	その他公社が必要と認める書類		原本、若しくはコピー	_	該当者 のみ	手引 P33	

- ※1 請負契約日が交付決定日以降の契約書類であること。
- ※1・2 領収書に印紙・割印がないものは不可。
- ※2 見積書・契約書・領収書の契約者名・金額は同一であること。
- ※3 マンションの部屋タイプ別に、全ての施工箇所の施工前・施工後写真(室内より撮影)を必ず提出すること。



【集合(全体)】

(第二面)

# 第5 他の補助金等に関する情報

事業名	交付業務等実施団体名	補助金等交付額
平成○○年度 高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業	一般社団法人環境共創イニシ アチブ	4,800,000 円
		円
		円
		円

## 第6 助成事業者連絡先

電話番号	(	123	)	4567	-	8910	E-mail		kankyou12	3	@	green.b	bb.ne.jp
FAX番号	(	123	)	4567	-	8910	緊急連絡先 (携帯等)	(	090	)	1234	-	5678

## 第7 共同申請者 担当者連絡先

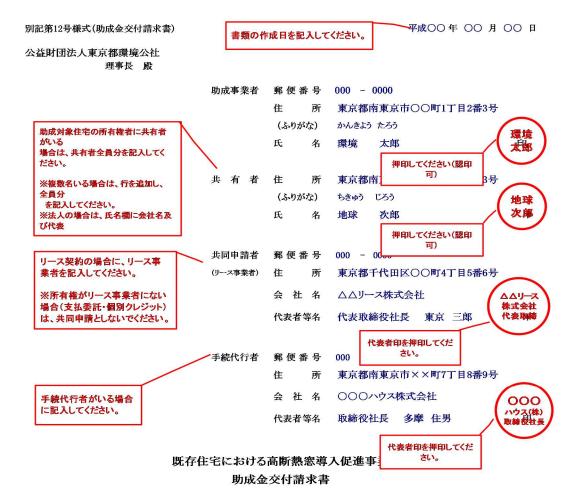
^ <u> </u>	A A 11 - 744 - P A 21.	所 属	営業部
会社名	△△リース株式会社	担当者名	東京 五郎
/ <u></u>	〒 000 − 0000		
住 所	l		丁目5番6号
電話番号	( 019 ) 8765 - 4321	E-mail	tokyo555 @ cnet.bbb.ne.jp
FAX番号	( 019 ) 8765 - 4322	緊急連絡先 (携帯等)	( 090 ) 5678 - 1234

## 第8 手続代行者連絡先

会社名	₩: - <del>1</del>	* <u></u>	7 - 7 - 3	Ørrt=			所 属	リフ	オーム事業	<b>業部</b>			
云红石		☆社○(	J 1.4	(労)占			担当者名	渋名	第三 名				
	₹	000		- 00	02								
住 所		東京	(	和道 府県	渋名	市町	村 ○○3-3-	3					
電話番号	(	03	)	0000	-	0004	E-mail		shibuya		@	cccc	ec.jp
FAX番号	(	03	)	0000	-	0005	緊急連絡先 (携帯等)	(	090	)	0000	-	0004

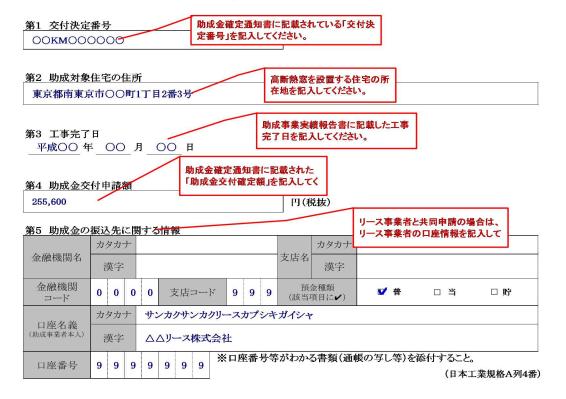
# 5.7 助成金交付請求書

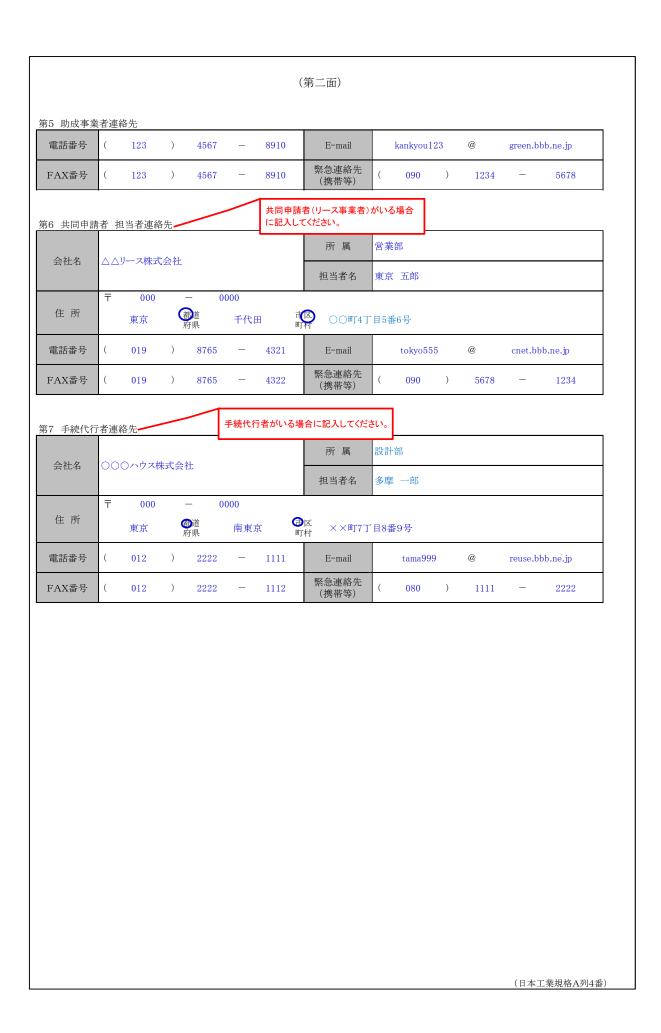
		既存住宅における高断熱窓導	<b>享入促進事業助成金</b>			
		提出書類	チェックリスト			
	助成事業者名	T四 4立 十- 白17	事業者名を てください。			
	共同申請者名	△△リース株式会社		共同申請者又	は手続代行者がいる	場合は、該
	手続代行者名	○○○ハウス株式会社		当欄に会社名	を記入してください	· •
	申請建物の形態					
◆技	是出書類にある	<ul><li>必須:提出必須 該当者のみ:該当する</li></ul>	申請者の	出該当棚	欄にチェックを入れ <sup>。</sup>	てください。
No	様式	書類名	提出形態	提出 書類	参考資料	提出書類チェック欄
1	本紙	提出書類チェックリスト	原本	必須	_	<b>Y</b>
2	第12号様式	助成金交付請求書	原本	必須	手引 P34	<b>Y</b>
3	自由	助成金振込口座番号等がわかる 書類(通帳等) ※1	コピー	必須	手引 P34	<b>4</b>
4	自由	その他公社が必要と認める書類	原本、若しくはコピー	該当者のみ	手引 P34	
**1	振込口座番号	・ 力成事業者と同一の口座名義であること。 等がわかる書類は、細部まではっきりと確認でき ・提出する場合は、表紙及び振込口座情報記載	, , , , , ,	寸すること。	(日本工業	規格A列4番)



(第一面)

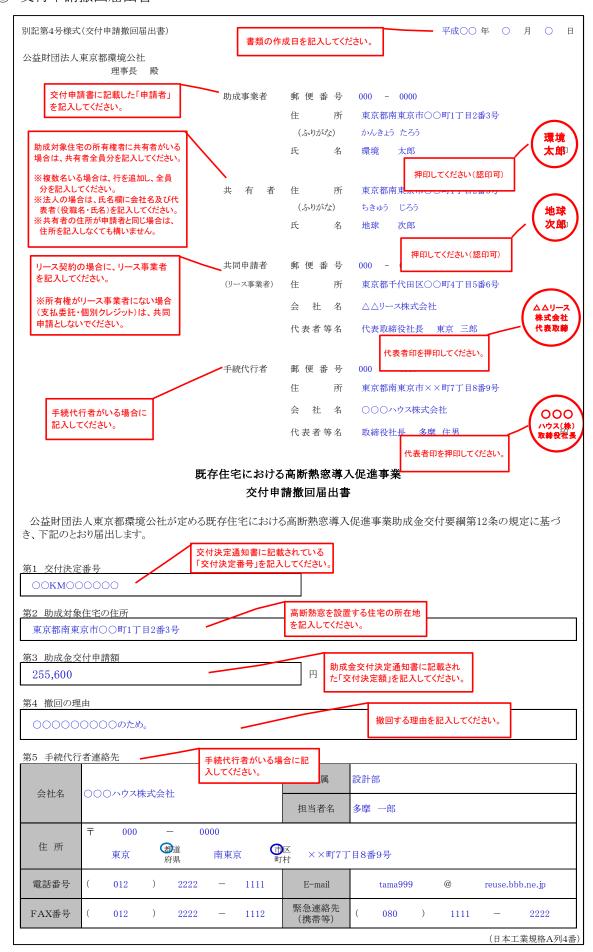
公益財団法人東京都環境公社が定める既存住宅における高断熱窓導入促進事業交付要綱第21条の規定に基づき、以下のとおり助成金の交付を請求します。



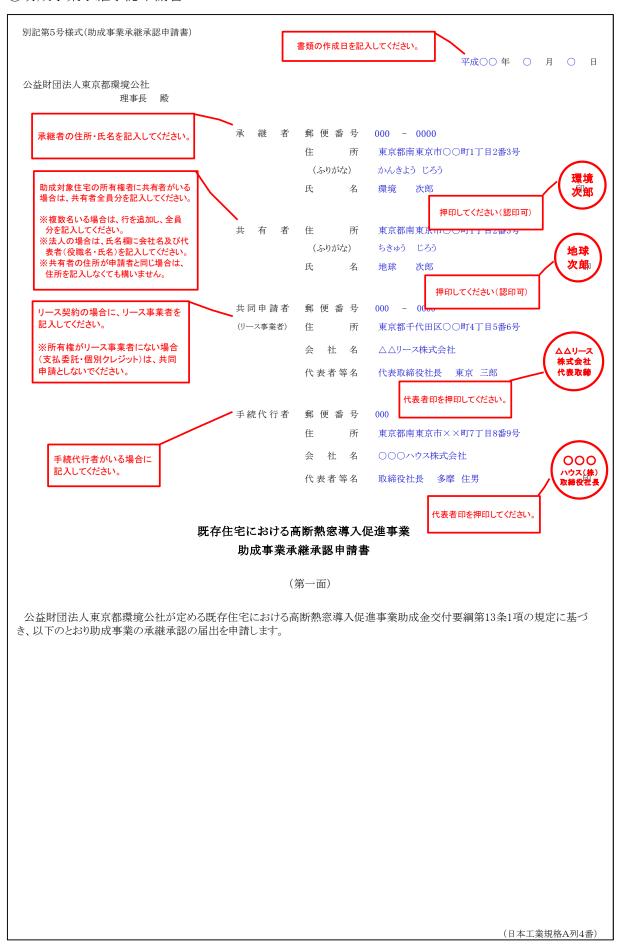


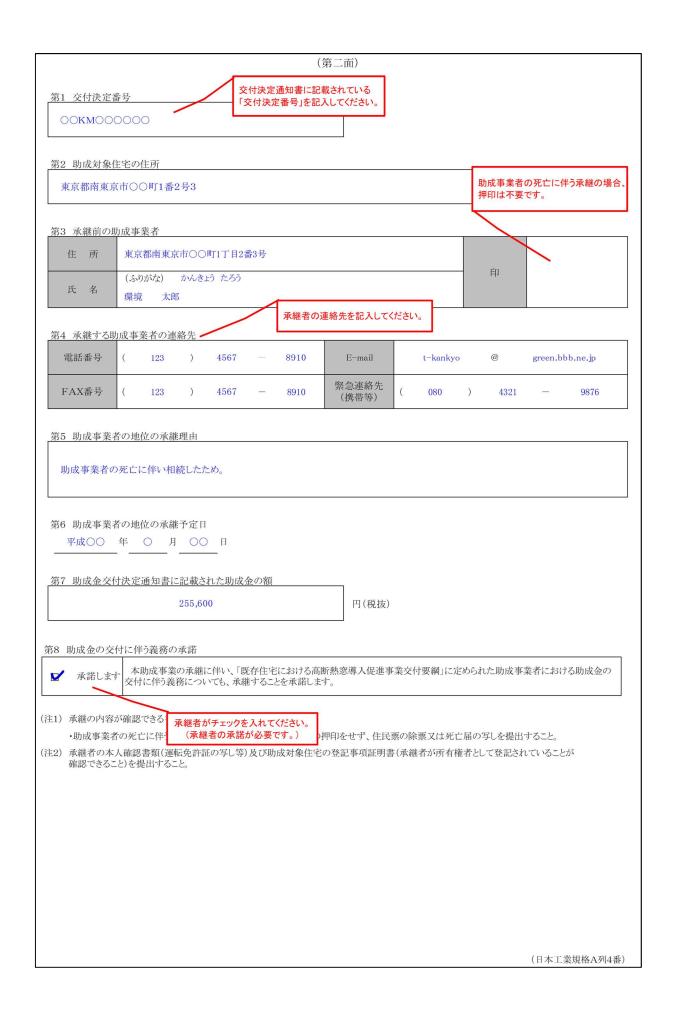
## 5.8 その他変更等申請書類

① 交付申請撤回届出書

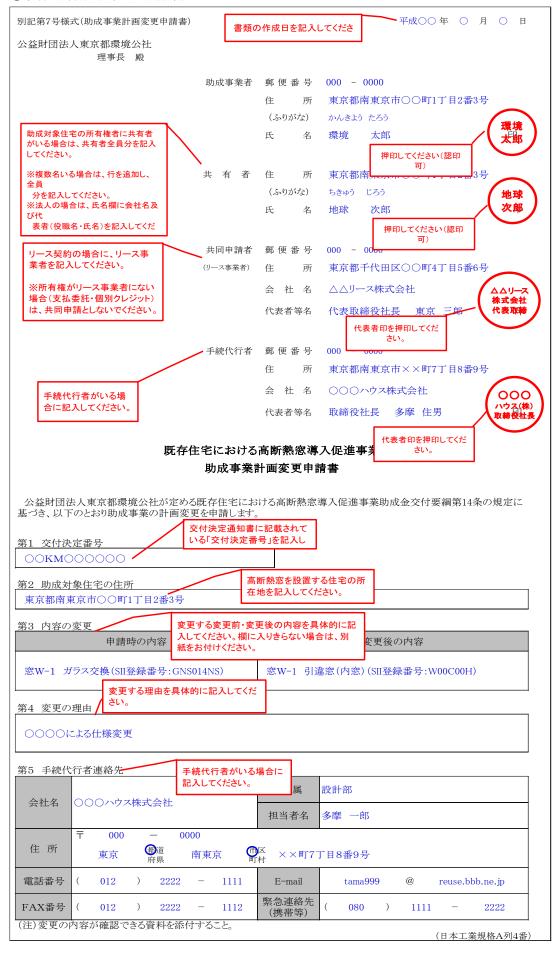


#### ②助成事業承継承認申請書





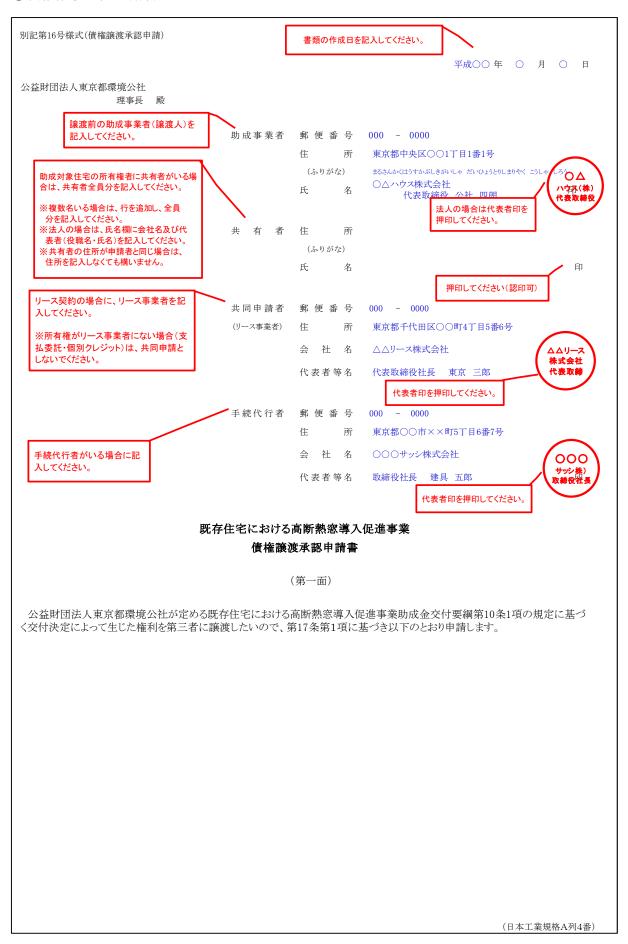
#### ③助成事業計画変更申請書

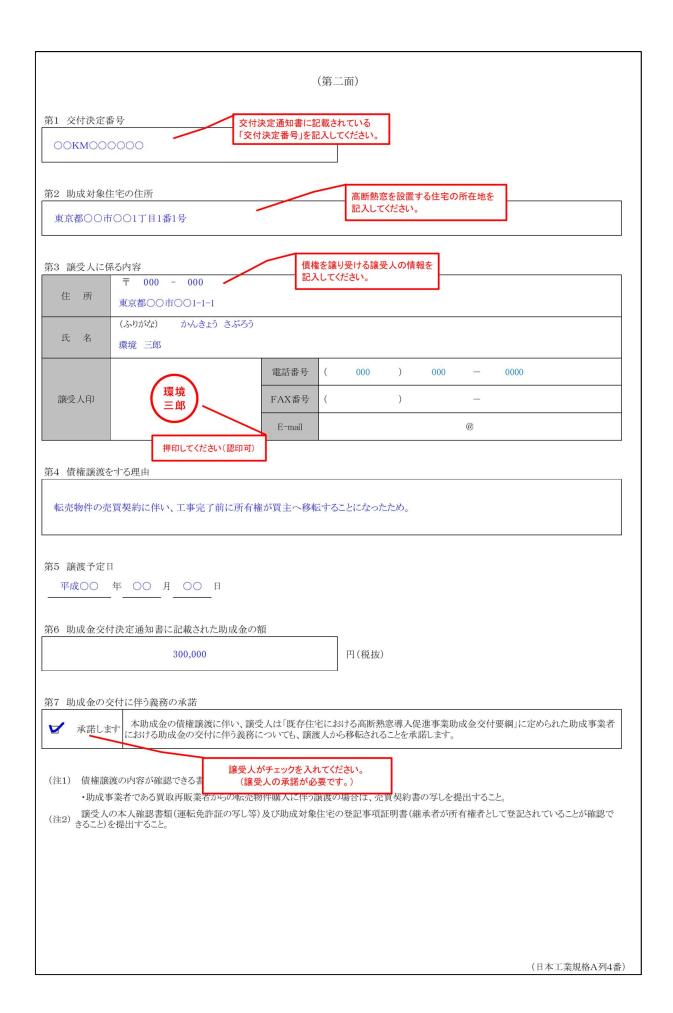


# ④住所等の変更届出書

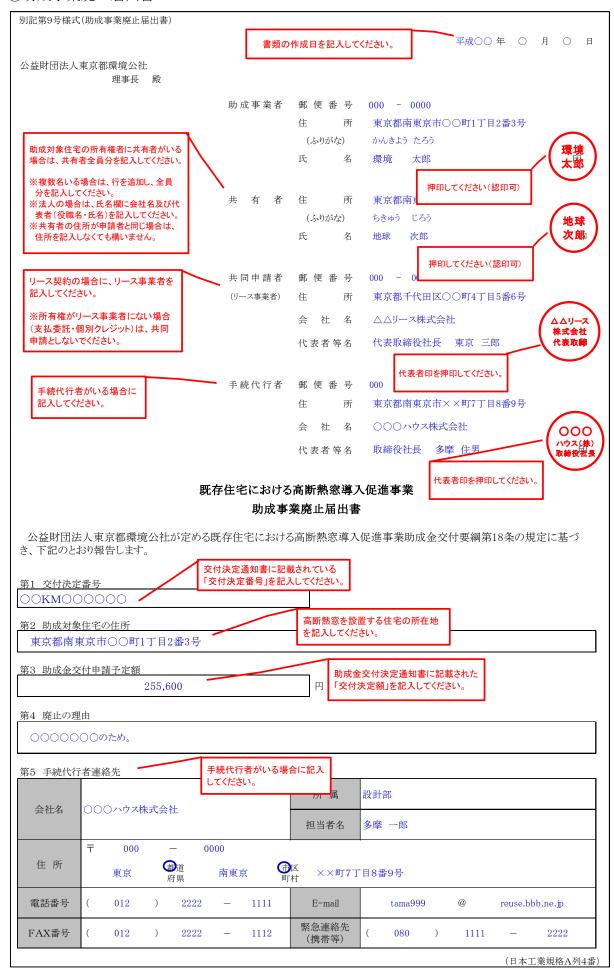
、益財団法人勇	R 京 印 現 現 公 仁 理 事 長	殿	書	類の作成日を記 <i>入</i>	くしてくたさい。			
			助成事業者	郵便番号	000 - 000	0		
				住 所	東京都南東	京市新〇〇町2丁	目2番3号	
助成対象住宅の	の所有権者に共有者	<b>針がいる</b>		(ふりがな)	かんきよう たろ	55		環境
場合は、共有者	音全員分を記入して<	ください。		氏 名	環境 大	Т	<b></b> /∖	太郎
※複数名いるは分を記入して	場合は、行を追加し、	全員				押印してください(語	忍印可)	
※法人の場合	は、氏名欄に会社名		共 有 者	住 所	東京都南東	<del></del>	/	
※共有者の住	・氏名)を記入してくか 所が申請者と同じ場	合は、		(ふりがな) 氏 名	りきゅう しろ 地球 次郎		/(	地球 次郎
住所を記入し	なくても構いません。			1, 4		ri)	$-/$ \	<b>人</b> 中
= #7/5 o			共同申請者	郵便番号	000 - 0	押印してください(認	8印可)	
リース契約の記入してくださ	場合に、リース事業 い。	者を	(リース業者等)	住 所	東京都千代	田区〇〇町4丁目	5番6号	
※所有権がリ	ース事業者にない:	場合		会 社 名	△△リース株	式会社		ムリース
(支払委託・個	別クレジット)は、			代表者等名	代表取締役	生長 東京 三郎		式会社 表取締
請としないでく	だざい。				<b>/</b> / 主 <del>/</del>	]を押印してください。		
		_	手続代行者	郵便番号	000			
		/		住 所	東京都南東	京市××町7丁目	8番9号	
	がいる場合に			会 社 名	000ハウン	<b>水株式会社</b>		000
記入してくた	<b>さい。</b>			代表者等名	取締役社長	多摩 住男		ウス <u>(株</u> ) 締役計算
		公社が定め	<b>住所等の</b> る既存住宅における			を交付要綱第16	条の規定に基	づき、
記のとおり届 1 交付決定	届け出ます。 番号	公社が定め		高断熱窓導入の記念を表している。		<b>企</b> 交付要綱第16	条の規定に基	づき、
<ul><li>記のとおり届</li><li>1 交付決定</li><li>○○KM○○</li><li>2 助成対象</li></ul>	番号 ○○○○		る既存住宅における 交付決定通知書に記載	高断熱窓導入化電はなれている。してください。			条の規定に基	づき、
記のとおり届 1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東京	番号 ○○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁	目2番3号	る既存住宅における 交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入	高断熱窓導入化記されている。してください。高断を記	足進事業助成会 熱窓を設置する6 入してください。	生宅の所在地		づき、 
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東京 3 変更を届に	番号 ○○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁	目2番3号	る既存住宅における 交付決定通知書に記載	高断熱窓導入化記されている。してください。高断を記	足進事業助成会 熱窓を設置する6 入してください。	生宅の所在地		づき、
記のとおり届 1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東京	番号 ○○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁 ナ出る内容(※変更	目2番3号 び生じた項 0000	る既存住宅における 交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入 目について、該当する新	高断熱窓導入化記されている。してください。高断を記	と進事業助成会 熱窓を設置するに 入してください。 内に必要な情報を 変更する項目	主宅の所在地 記入・押印すること について、変更前	o )	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東京 3 変更を届け 住 所	番号	目2番3号 び生じた項 0000	る既存住宅における 交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入 目について、該当する新	高断熱窓導入化記されている。してください。高断を記	熱窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してくださ	主宅の所在地 記入・押印すること について、変更前	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 52 助成対象 東京都南東京 63 変更を届け 住 所	番号 ○○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁 ナ出る内容(※変更 〒 000 - 東京都南東京市	目2番3号 び生じた項 0000	る既存住宅における 交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入 目について、該当する新 目2番3号	高断熱窓導入化記されている。してください。高断を記	熱窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してくださ	記入・押印することについて、変更前い。	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 52 助成対象 東京都南東京 63 変更を届け 住 所	番号 ○○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁 ナ出る内容(※変更 〒 000 - 東京都南東京市	目2番3号 び生じた項 0000	る既存住宅における 交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入 目について、該当する新	高断熱窓導入付記されている。してください。	熱窓を設置する住人してください。 対に必要な情報を 変更する項目記入してくださ	記入・押印することについて、変更前い。	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東耳 3 変更を届に 氏 名	番号 ○○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁 ナ出る内容(※変更 〒 000 - 東京都南東京市	目2番3号 び生じた項 0000	る既存住宅における 交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入 目について、該当する新 目2番3号	高断熱窓導入付記されているしてください。	熟窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してください。 )	記入・押印することについて、変更前い。	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東 3 変更を届 氏 氏 名	番号 ○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁 ナ出る内容(※変更 〒 000 - 東京都南東京市 (ふりがな)  〒 000 -	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号 FAX番号 E-mail	高断熱窓導入付記されているしてください。	熟窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してください。 )	記入・押印することについて、変更前ない。 質目は、記入不要で	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東耳 3 変更を届に 氏 名	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号 FAX番号 E-mail	高断熱窓導入付記されているしてください。	熟窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してください。 )	記入・押印することについて、変更前ない。 質目は、記入不要で	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東 3 変更を届 氏 氏 有者印 住 氏 氏	番号 ○○○ 住宅の住所 京市新○○町2丁 ナ出る内容(※変更 〒 000 - 東京都南東京市 (ふりがな)  〒 000 -	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号 FAX番号 E-mail	高断熱窓導入付記されているしてください。	熟窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してください。 )	記入・押印することについて、変更前ない。 質目は、記入不要で	。)・変更後の情報を	
11 交付決定 ○○KM○○ 東京都南東東 33 変更を届 氏 氏 名 前 所 有 者 印	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号 FAX番号 E-mail	高断熱窓導入付記されているしてください。	熟窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してください。 )	記入・押印することについて、変更前ない。 質目は、記入不要で	。)・変更後の情報を	
11 交付決定 ○○KM○○ 東京都南東東 33 変更を届 氏 氏 名 前 所 有 者 印	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号	高断熱窓導入化記されているしてください。	熱窓を設置するに入してください。 対に必要な情報を変更する項目記入してください。 ) ) )	記入・押印することについて、変更前ない。 質目は、記入不要で	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都南東 3 変 住 氏 名 所有者印 住 氏 名	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号	高断熱窓導入化記されている。してください。	熟窓を設置するに入してください。 内に必要な情報を変更する項目の記入してください。 の記入してください。	記入・押印することについて、変更前ない。 質目は、記入不要で	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号	高断熱窓導入化記されている。してください。	熟窓を設置するに入してください。 内に必要な情報を変更する項目の記入してください。 の記入してください。	記入・押印すること について、変更前 い。 項目は、記入不要で 一 一 @	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都東東 3 変 住 氏 氏 有者 即 住 氏 有者 即 理由	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁 0001 市新○○町2	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号	高断熱窓導入付記されている。してください。高断を記してください。	熱窓を設置する位入してください。 内に必要な情報を 変更する項目 記入してくださ (変更しない」 ) ) )	記入・押印すること について、変更前 い。 項目は、記入不要で 一 一 @	。)・変更後の情報を	
11 交付決定 ○○KM○○ 12 助成対象 東京都東東 13 変 住 氏 名 所 名 年 氏 有 者 印 里 里 由	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁 0001 市新○○町2	交付決定通知書に記載「交付決定番号」を記入         目について、該当する新         目2番3号         電話番号         FAX番号         E-mail         T目2番3号	高断熱窓導入付記されている。してください。高断を記にてください。	熱窓を設置する位入してください。 内に必要な情報を 変更する項目 記入してくださ (変更しない」 ) ) )	記入・押印すること について、変更前 いい。 項目は、記入不要で 一 一 @	。)・変更後の情報を	
1 交付決定 ○○KM○○ 2 助成対象 東京都東東 3 変 住 氏 所 名 所 名 の 所 の 所 の 所 名 の 所 の 所 の 所 名 の 所 の 所 名 の 所 の 所 名 の 所 の 所 る の 所 の 所 る の 所 の の の の の の の の の の の の の の の の の	番号	目2番3号 更が生じた項 0000 市○○町1丁 0001 市新○○町2	る既存住宅における  交付決定通知書に記載 「交付決定番号」を記入  目について、該当する新 目2番3号  電話番号	高断熱窓導入付記されている。してください。高断を記にてください。	熱窓を設置する位入してください。 内に必要な情報を 変更する項目 記入してくださ (変更しない」 ) ) )	記入・押印すること について、変更前 いい。 項目は、記入不要で 一 一 @	。)・変更後の情報を	

#### ⑤債権譲渡承認申請書

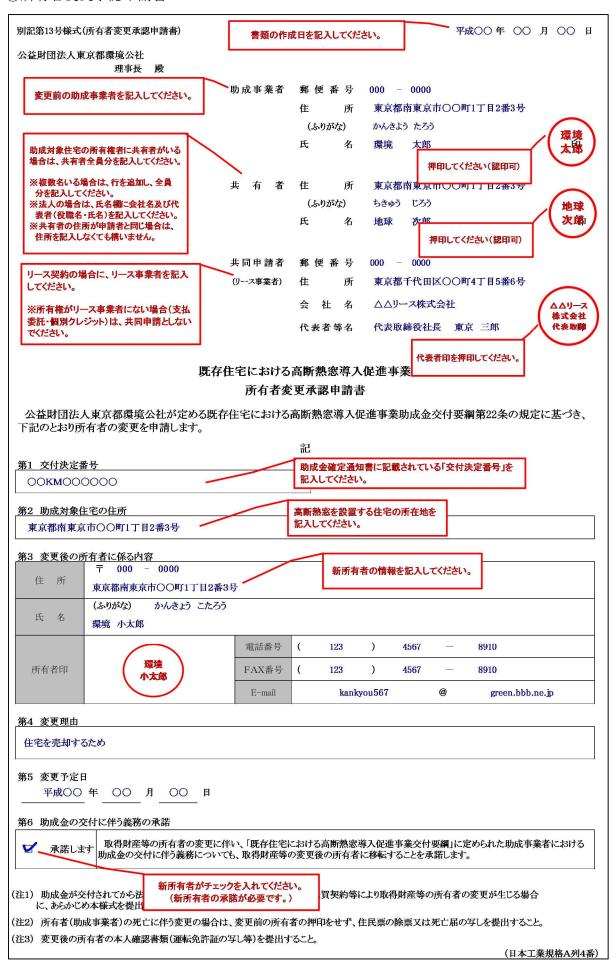




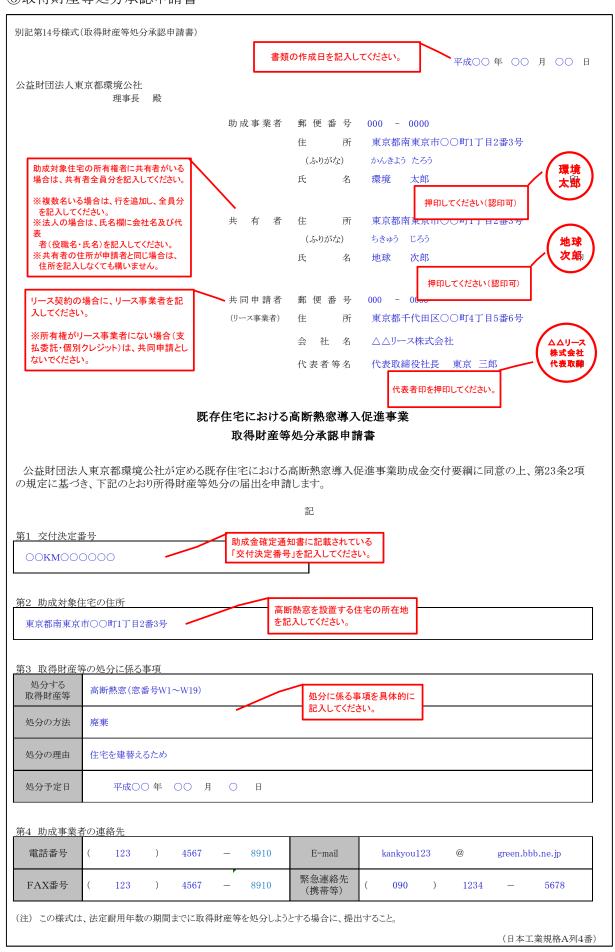
#### ⑥助成事業廃止届出書



#### ⑦所有者変更承認申請書



# ⑧取得財産等処分承認申請書



#### ⑨助成金返還報告書

